

柏市自殺対策計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない柏市を目指して～

平成 31 年
(2019 年)3 月
柏 市

柏市からのメッセージ

この冊子を手にとっていただきありがとうございます。

もし、あなたが「死にたい」「生きているのが辛い」と悩んでいるのであれば、すぐに相談してください。

決して、命を絶たないでください。

あなたが生き続けられる道は、必ずあるはずです。

- 千葉いのちの電話 043-227-3900（24 時間）
- よりそいホットライン 0120-279-338（24 時間）
- 24 時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310

もし、あなたの周りで、生きる希望を失っている方がいたら、次のようにしてみてください。

* あなた自身が相手と関われる場合は ・ ・

相手の話を否定せずに聴きましょう。そして、話してくれたことをねぎらい、心配していることを伝えましょう。

* あなた自身が相手と関われない場合は ・ ・

上記の電話番号や、次の相談機関を紹介しましょう。

- いのちと暮らしの相談ナビ <http://lifelink-db.org/>
- こころの健康相談 04-7167-1254（柏市保健予防課）
043-263-3893（千葉県精神保健福祉センター）
- 地域生活支援センターあいネット 04-7165-8707
（福祉なんでも相談） メール ainet@kazenomura.jp
- SNS（LINE やチャット等）による相談窓口
検索サイトで

厚生労働省 SNS 相談

 と入力・検索

※相談機関名や電話番号の情報は H31 年 3 月現在のものです。
その他の相談先は 72 ページをご参照ください。

目 次

第 1 章	計画策定にあたって.....	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第 2 章	柏市の自殺の現状と課題.....	3
1	自殺の現状	3
2	本市の自殺における特徴と課題	14
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	15
1	自殺に関する基本認識	15
2	基本理念, 基本目標	17
3	数値目標	18
4	対策の推進	19
5	施策の体系	22
第 4 章	自殺対策推進のための取り組み.....	23
1	市民一人ひとりへの周知啓発と地域での見守り体制づくり	23
2	適切な相談と支援につなげるネットワークの構築	31
3	自死遺族への支援	43
4	ライフステージに応じた支援	44

第5章 推進体制..... 57

- 1 計画の推進体制..... 57
- 2 進行管理..... 58

第6章 参考資料..... 59

- 1 計画の策定経過..... 59
- 2 柏市自殺予防対策連絡会議設置要領..... 60
- 3 柏市自殺予防対策連絡会議委員名簿..... 63
- 4 自殺対策基本法..... 64
- 5 自殺総合対策大綱の概要..... 68
- 6 用語の説明..... 69
- 7 相談窓口一覧（平成31年3月現在）..... 72



計画策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年以降 3 万人を超え、平成 22 年以降 8 年連続して減少しているものの、年間 2 万人を超えており、自殺死亡率は、主要先進 7 か国で最も高い状況となっています。また、15～39 歳の若い世代の死因の第 1 位となっており、若年層の自殺が深刻な状況となっています。

柏市（以下、「本市」という。）では、平成 20 年に柏市自殺予防対策連絡会議を設置し、地域の関係機関などとネットワークの構築強化を行ってきました。平成 23 年には 5 年間の期限で制定した柏市自殺対策推進条例を受け、地域・労働・教育・医療の 4 つのワーキンググループを設置し、自殺予防の具体的な対策を検討、実施してきました。

こうした中、国では、平成 28 年 3 月に「自殺対策基本法」を一部改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、都道府県・市町村に対して地域の実情に即した、自殺対策の施策に関する計画策定を求めています。また、平成 29 年 7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、新たに平成 38 年度（2026 年度）までに自殺死亡者を平成 27 年度と比べて 30%以上減少させ、13.0 以下とすることを数値目標として掲げたところです。自殺対策を、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進していくことが必要としています。

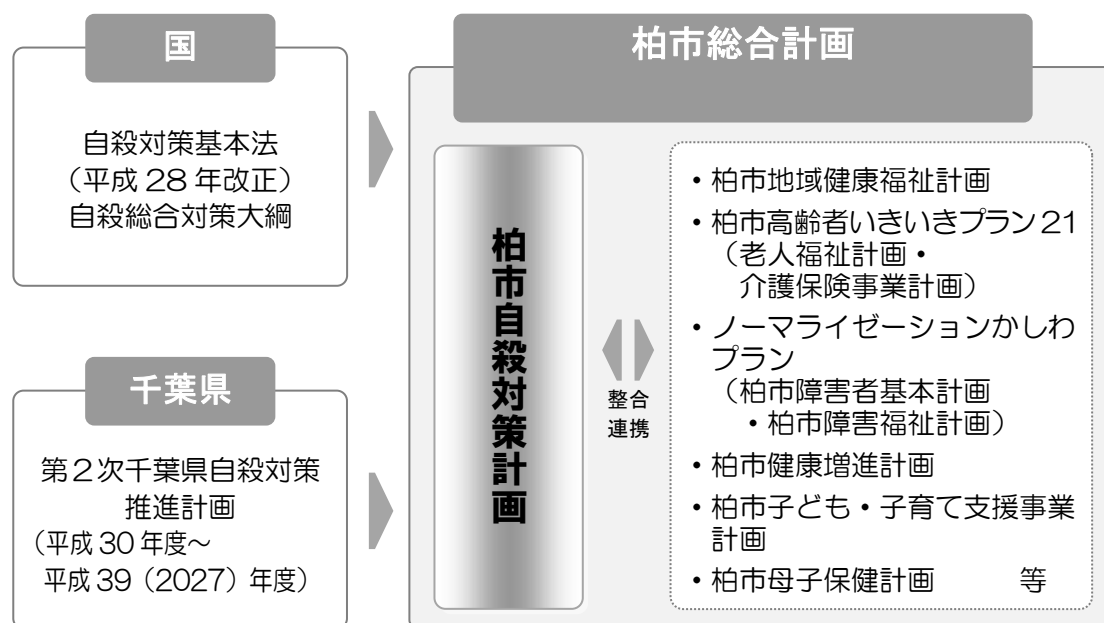
このような状況を踏まえて、本市における現状の把握と分析をさらに進め、効果的に自殺対策の施策を展開していく必要があることから、本市の自殺対策を推進する「柏市自殺対策計画」を策定します。

本計画では、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、みんなで生きることを支えるための取り組みを包括的に推進していくこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「第 2 次千葉県自殺対策推進計画」や本市の上位計画である「柏市総合計画」、関係する他の計画である「柏市地域健康福祉計画」「柏市健康増進計画」「柏市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性・連携を図りながら進めていきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間とします。

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 36 年度 (2024 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成 39 年度 (2027 年度)
国	新たな「自殺総合対策大綱」(約 5 年)											
千葉県			第 2 次千葉県自殺対策推進計画									
柏市				柏市自殺対策計画					(予定) 第 2 次柏市自殺対策計画			



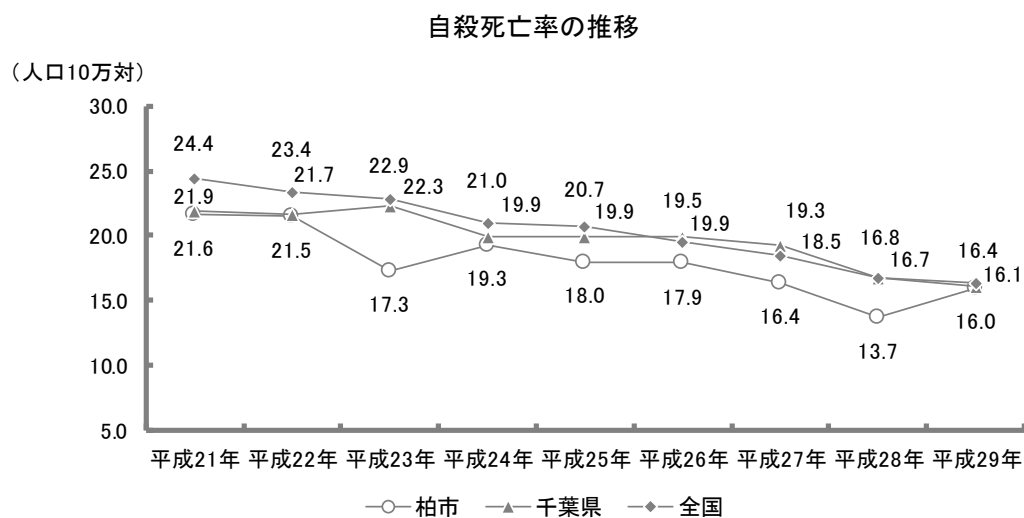
第2章

柏市の自殺の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 自殺死亡率の推移

柏市の自殺死亡率の推移をみると、平成21年以降増減を繰り返しながら減少傾向となっています。平成29年には自殺死亡率が16.0となっており、千葉県・全国とほぼ同じ水準となっています。

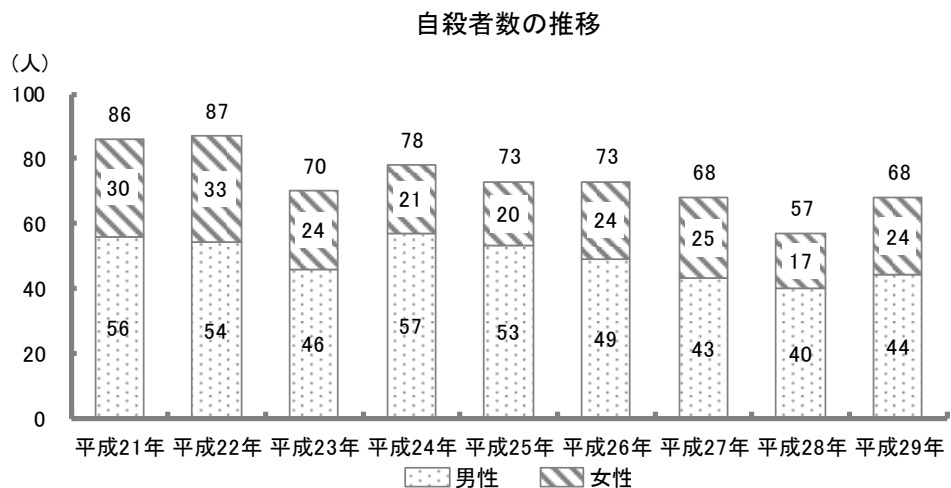


	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
柏市	21.6	21.5	17.3	19.3	18.0	17.9	16.4	13.7	16.0
千葉県	21.9	21.7	22.3	19.9	19.9	19.9	19.3	16.7	16.1
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4

資料：人口動態統計

（２）自殺者数の推移

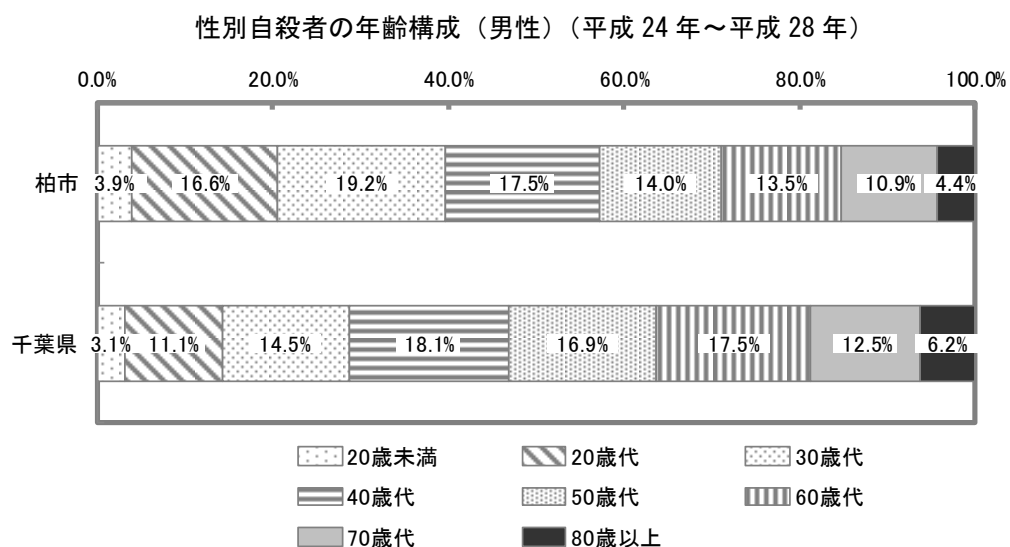
自殺者数の推移をみると、減少傾向で推移しています。男女別でみると、女性に比べ男性が多くを占めており、平成 29 年では男性が 44 人、女性が 24 人となっています。



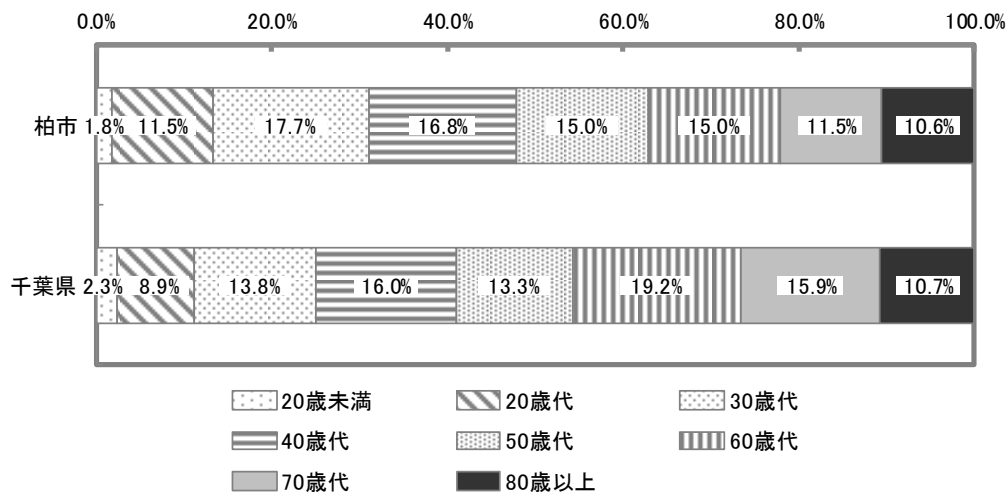
（３）年代別自殺者の状況

① 性別自殺者の年齢構成

性別自殺者の年齢構成をみると、男性では 20 歳代、30 歳代で千葉県と比べ高くなっています。女性では 20 歳代から 50 歳代で千葉県と比べ高くなっています。



性別自殺者の年齢構成（女性）（平成 24 年～平成 28 年）

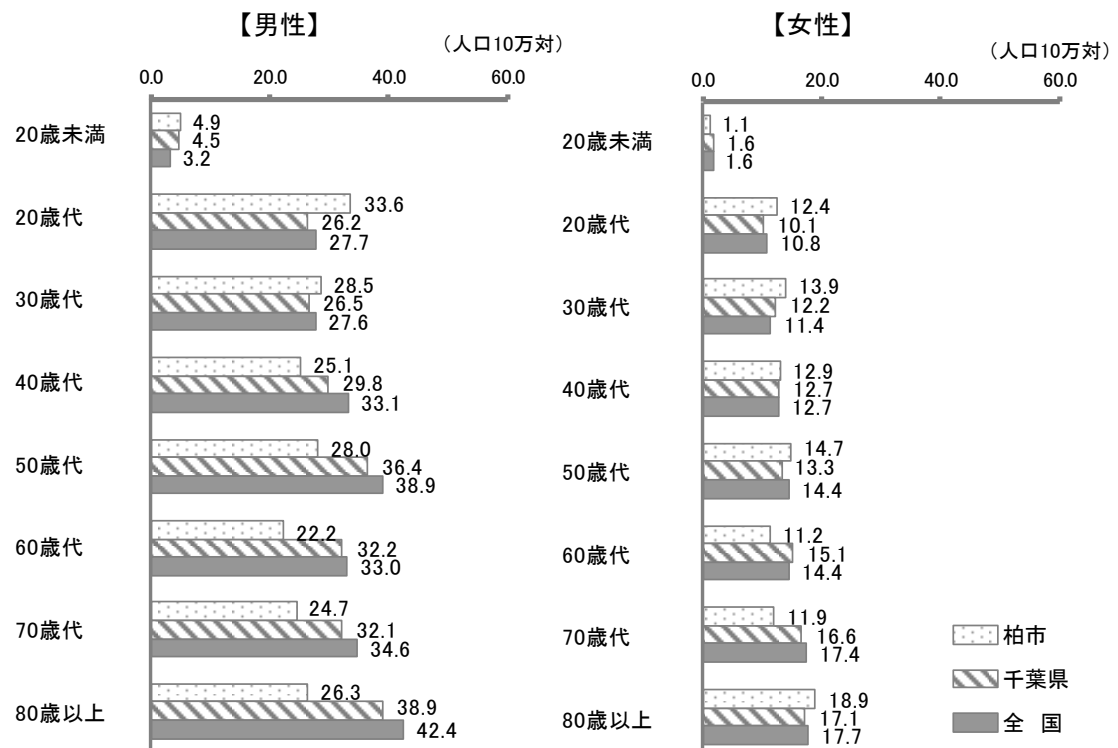


資料：地域自殺実態プロファイル【2017】

② 性別・年代別の自殺率

性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性では 20 歳代、30 歳代で千葉県・全国より高く、40 歳代以降で低くなっています。女性では 60 歳代、70 歳代で千葉県・全国と比べ低くなっています。

性別・年代別の自殺者数（平成 24 年～平成 28 年）



資料：地域自殺実態プロファイル【2017】

③ 性別・年代別の上位自殺者数

平成 24～28 年までの間の自殺者数は、男性 60 歳以上無職同居が 34 人（9.9%）と最も多くなっています。次いで、男性 40～59 歳有職同居が 27 人（7.9%）、男性 20～39 歳有職同居、女性 60 歳以上無職同居が各 26 人（7.6%）の順となっています。

背景にある主な自殺の危機経路においては、うつ状態・うつ病を経由している傾向が伺えます。

また、千葉県・全国と比較して自殺死亡率が高い男性の 20 歳代、30 歳代においては、職場の人間関係／仕事の悩みや過労が背景にあることがうかがえます。

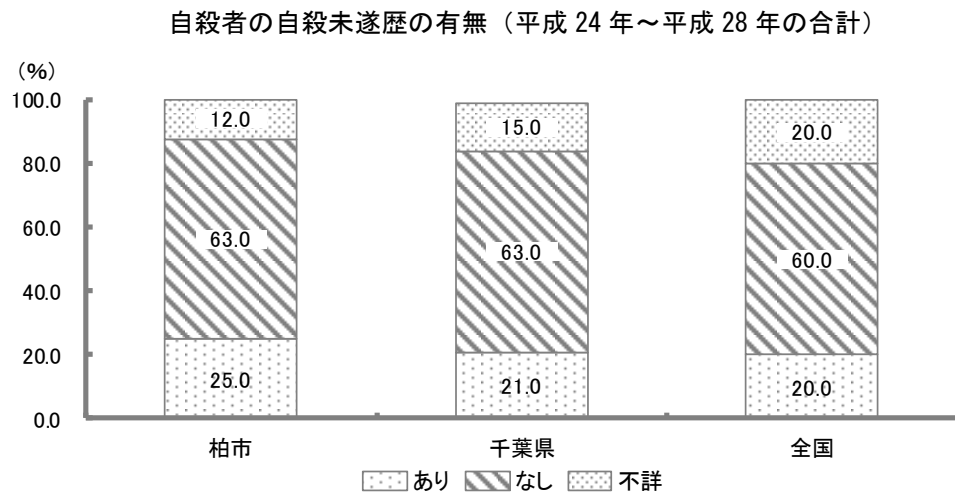
性別・年代別の自殺者数の上位 5 位（平成 24～28 年）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	背景にある主な自殺の 危機経路
1 位：男性 60 歳以上無職同居	34	9.9%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
2 位：男性 40～59 歳有職同居	27	7.9%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位：男性 20～39 歳有職同居	26	7.6%	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企 業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
4 位：女性 60 歳以上無職同居	26	7.6%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位：女性 40～59 歳無職同居	25	7.3%	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→ 自殺

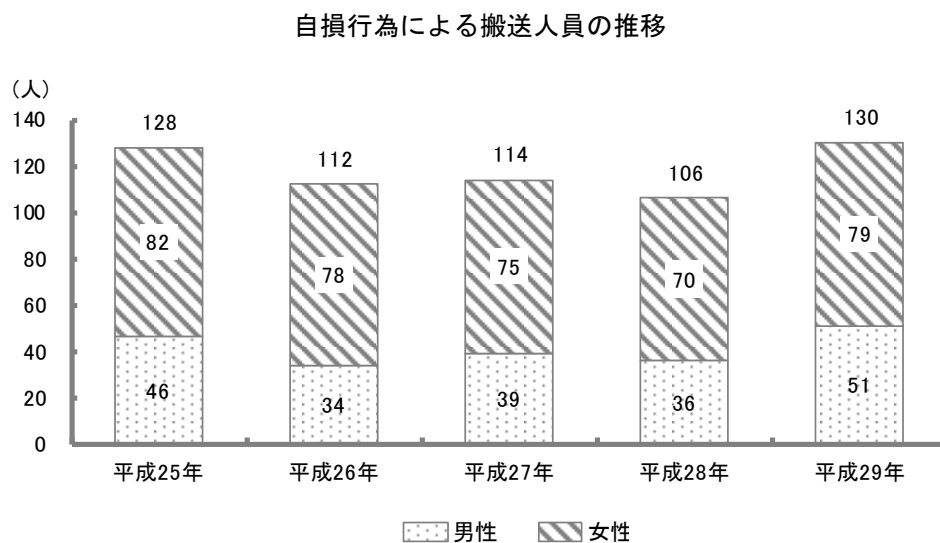
資料：地域自殺実態プロフィール【2017】

(4) 自殺未遂者の状況

本市の自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、「あり」の割合が25.0%と千葉県・全国と比べ高くなっています。



また、自損行為による搬送人員の推移をみると、近年は減少傾向にあります。平成29年には増加し、130人が自損行為によって救急搬送されています。そのうち、男性に比べ女性の自損行為が多くなっています。



（５）職業別の自殺者数の状況

自殺者の職業の内訳をみると、有職者が 121 人、無職等が 218 人と無職者が多くなっています。

また、有職者の自殺の内訳については、自営業・家族従業者が 12 人（9.9%）、被雇用者・勤め人が 109 人（90.1%）となっています。

自殺者の職業の内訳（平成 24 年～平成 28 年の合計）

職業						
有職者		無職等				
自営業・ 家族従業者	被雇用者・ 勤め人	学生	主婦	失業者	年金等	その他 無職
12 人	109 人	16 人	37 人	25 人	76 人	64 人
121 人		218 人				

※不詳は除く

資料：地域自殺実態プロファイル【2017】

有職者の自殺の内訳（性・年齢・同居の有無の不詳を除く）
（平成 24 年～平成 28 年の合計）

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	12 人	9.9%	21.4%
被雇用者・勤め人	109 人	90.1%	78.6%
合計	121 人	100.0%	100.0%

資料：地域自殺実態プロファイル【2017】

(6) 自殺者の同居状況

自殺者の同居状況を見ると、いずれの年齢においても、同居者のいる自殺者の方が多くなっていますが、女性に比べ男性の独居者の割合が高くなっています。

自殺者の同居状況（平成 24 年～平成 28 年の合計）

性別	年齢階級	同居	独居
男性	39 歳未満	58 人	33 人
	40～59 歳	46 人	25 人
	60 歳以上	44 人	20 人
女性	39 歳未満	31 人	4 人
	40～59 歳	33 人	3 人
	60 歳以上	27 人	15 人

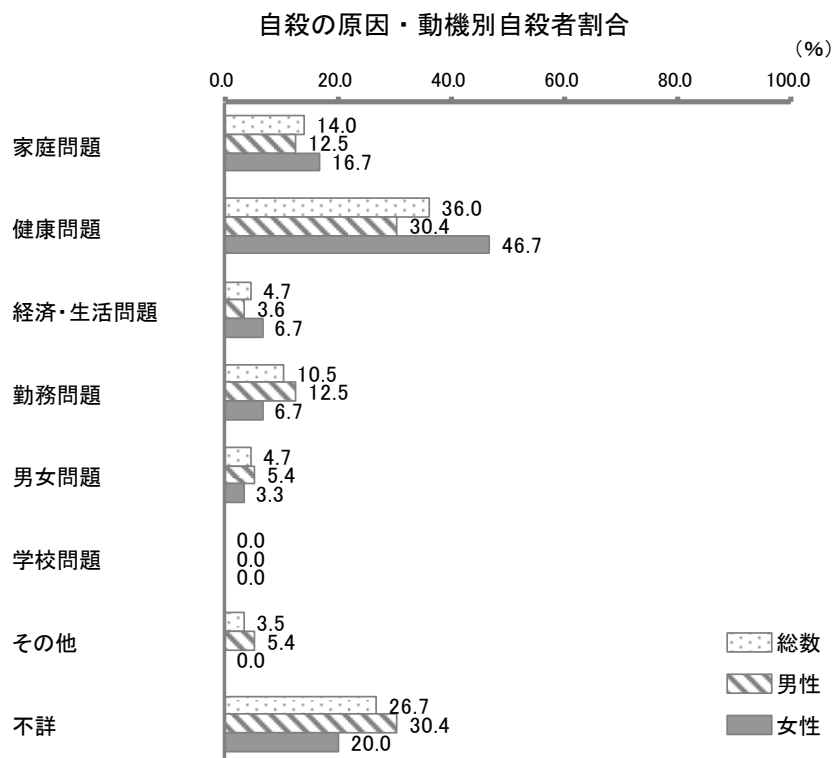
資料：地域自殺実態プロファイル【2017】

(7) 自殺の原因・動機

柏市で発生した自殺の原因・動機は、「健康問題」が最も多くなっています。

自殺の原因・動機の状況【複数回答】（平成 29 年）

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	合計
総数	人数	12	31	4	9	4	0	3	23	86
	割合	14.0%	36.0%	4.7%	10.5%	4.7%	0.0%	3.5%	26.7%	—
男性	人数	7	17	2	7	3	0	3	17	56
	割合	12.5%	30.4%	3.6%	12.5%	5.4%	0.0%	5.4%	30.4%	—
女性	人数	5	14	2	2	1	0	0	6	30
	割合	16.7%	46.7%	6.7%	6.7%	3.3%	0.0%	0.0%	20.0%	—



資料：厚生労働省，地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地】

(8) 自殺者の手段

平成 24 年～平成 28 年までの間の手段別の自殺者数は、首つりが最も多く、225 人（65.8%）となっています。

自殺者数の推移（手段別）（平成 24 年～平成 28 年）

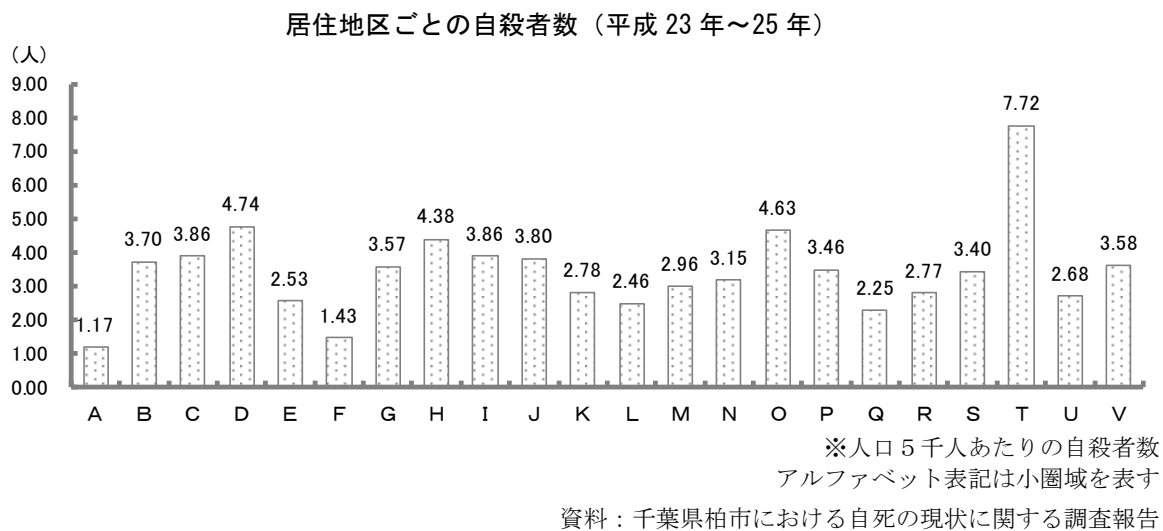
手段	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	合計	割合	千葉県 割合	全国 割合
首つり	57	51	42	39	41	225	65.8%	64.6%	66.0%
服毒	0	0	1	0	1	2	0.6%	2.9%	2.5%
練炭等	3	2	4	4	2	15	4.4%	6.4%	7.5%
飛降り	6	13	10	3	5	37	10.8%	10.2%	9.6%
飛込み	7	1	5	2	1	16	4.7%	3.9%	2.3%
その他	10	3	10	13	11	47	13.7%	12.0%	12.1%
不詳	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.1%
合計	78	70	72	61	61	342	100.0%	100.0%	100.0%

資料：地域自殺実態プロファイル【2017】

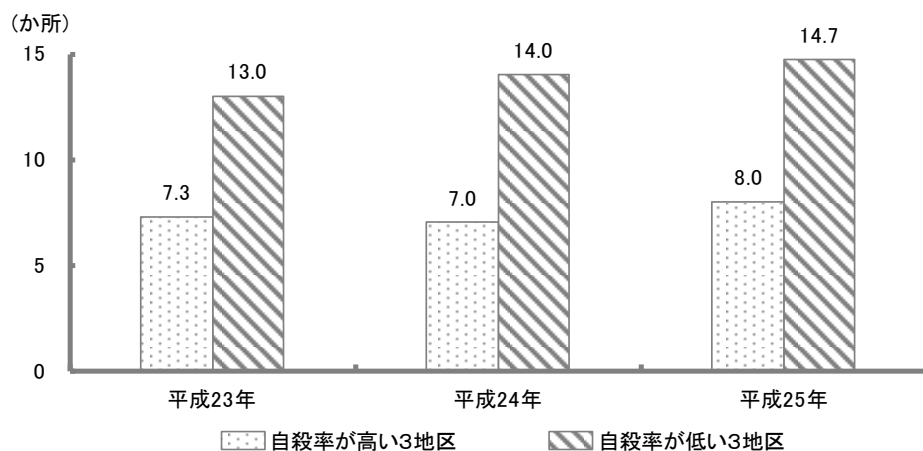
(9) 地域コミュニティの状況

本市における人口 5,000 人あたりの自殺者数を居住地区ごとに比較すると、小圏域（22 地区）では、1.17 人～7.72 人と幅広く分布しており、地区間の差が大きくなっています。

自殺率が最も高い 3 地区と、最も低い 3 地区の地域活動を比較すると、自殺率が高い地区よりも低い地区のほうが、“ふれあいサロン” の数が多く、イベント・交流事業も概ね活発である傾向がうかがわれます。



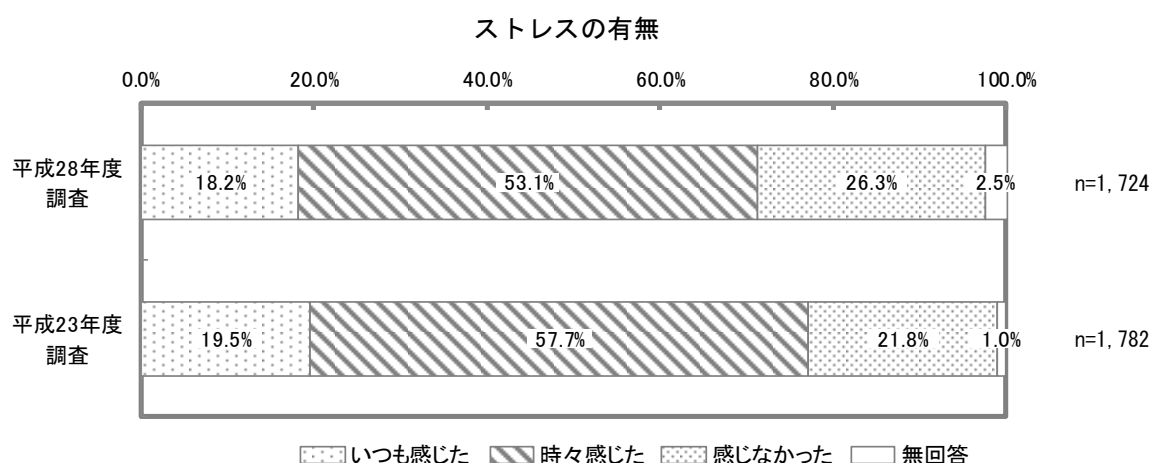
ふれあいサロン数の推移



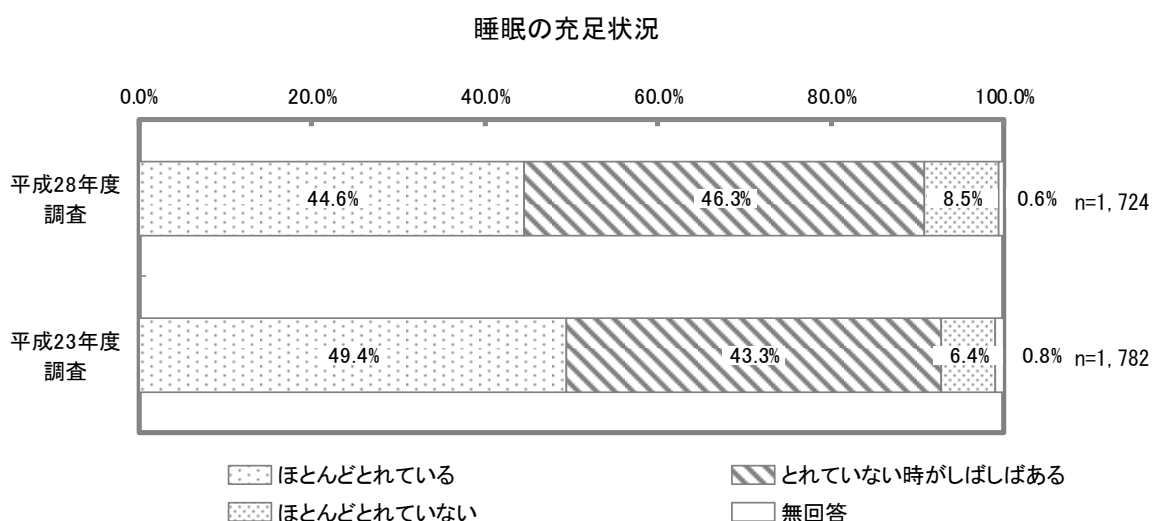
(10) ストレスや睡眠の状況

市民健康意識調査の結果をみると、ストレスについて、平成 23 年度調査と比較すると、「いつも感じた」が 19.5%から平成 28 年度調査では 18.2%、「時々感じた」が 57.7%から 53.1%にそれぞれ減少していることから、ストレスを感じている人が若干少なくなっています。

一方で、睡眠の充足状況は、「ほとんどとれている」が平成 23 年度調査の 49.4%に対し平成 28 年度調査では 44.6%、「とれていない時がしばしばある」が 43.3%から 46.3%、「ほとんどとれていない」が 6.4%から 8.5%となっており、睡眠時間の充足度がやや落ちていることがうかがえます。



資料：平成 28 年度柏市民健康意識調査



資料：平成 28 年度柏市民健康意識調査

2 本市の自殺における特徴と課題

本市の自殺死亡率は、全国や千葉県とほぼ同じかやや下回っており、自殺者数も概ね減少傾向で推移しています。しかし、その内訳を見ると本市の特徴と課題が浮かび上がってきます。

①年齢・性別の特徴と課題

本市では若年層（20代～30代）の自殺死亡率が全国に比べて高く、特に30代独身男性の自殺者が多いことが明らかとなっています。その背景には仕事の悩みや過労、または非正規雇用や失業による生活苦があり、結果としてうつ状態となることが推測されます。いわゆる「働く世代」に焦点をあてた施策が重要となります。

②自殺未遂者に見る特徴と課題

性別で見る自殺者数は、全国と同様に女性より男性の方が多く、女性が約3割に対し男性が約7割となっています。しかし、自殺未遂者は約65%が女性となっており、自殺リスクの高い女性が潜在的に多いと考えられます。未遂行為が繰り返されることのないよう、対象者に寄り添った支援が必要です。

③自殺に至る経過の特徴と課題

自殺を図った人の多くが、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ状態・うつ病になるケースがうかがえ、精神保健医療福祉サービスの適切な利用が重要となります。そのため、医療・行政サービスを受けている人への治療・サポート体制の充実化と、医療・行政・地域とのつながりが乏しい人へのアプローチの強化、自殺につながる問題を抱えていても、医療・行政サービスを受けていない層とその家族へのサポート体制を強化することが課題となります。

④こころの健康から見る特徴と課題

ストレスを感じた人の割合には減少が見られている一方で、睡眠による休養を十分にとれていない人の割合は増加しています。十分な睡眠をとりストレスと上手に付き合うことはこころの健康に欠かせない要素であり、休養を十分にとれていない人などへの対策も必要となります。

⑤コミュニティに見る特徴と課題

居住地区ごとの自殺者数を比較すると、コミュニティ活動が充実している地区の自殺率は低い傾向があり、地域を活性化させることが自殺対策に資することがうかがえることから、市民一人ひとりが、自分の周りで自殺を考えている人の存在に気づき、見守っていけるよう、お互いが気づきあい、相談しやすい地域づくりを進めていく事が重要になります。



計画の基本的な考え方

1 自殺に関する基本認識

「自殺総合対策大綱」では「生きることへの支援」という観点から、以下の通りの認識をしています。柏市でもその認識を踏まえて取り組んでいきます。

① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、役割喪失感、過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまうと考えられています。

② 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものです。

③ 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

※「生きることの促進要因」とは、自殺に対する保護要因のことで、自分を大切にする自己肯定感や、信頼できる人間関係などにより、危機回避能力が高くなる要因のこと。

「生きることの阻害要因」とは、自殺のリスク要因のことで、失業や多重債務、生活苦等により生きづらさを感じる要因のこと。

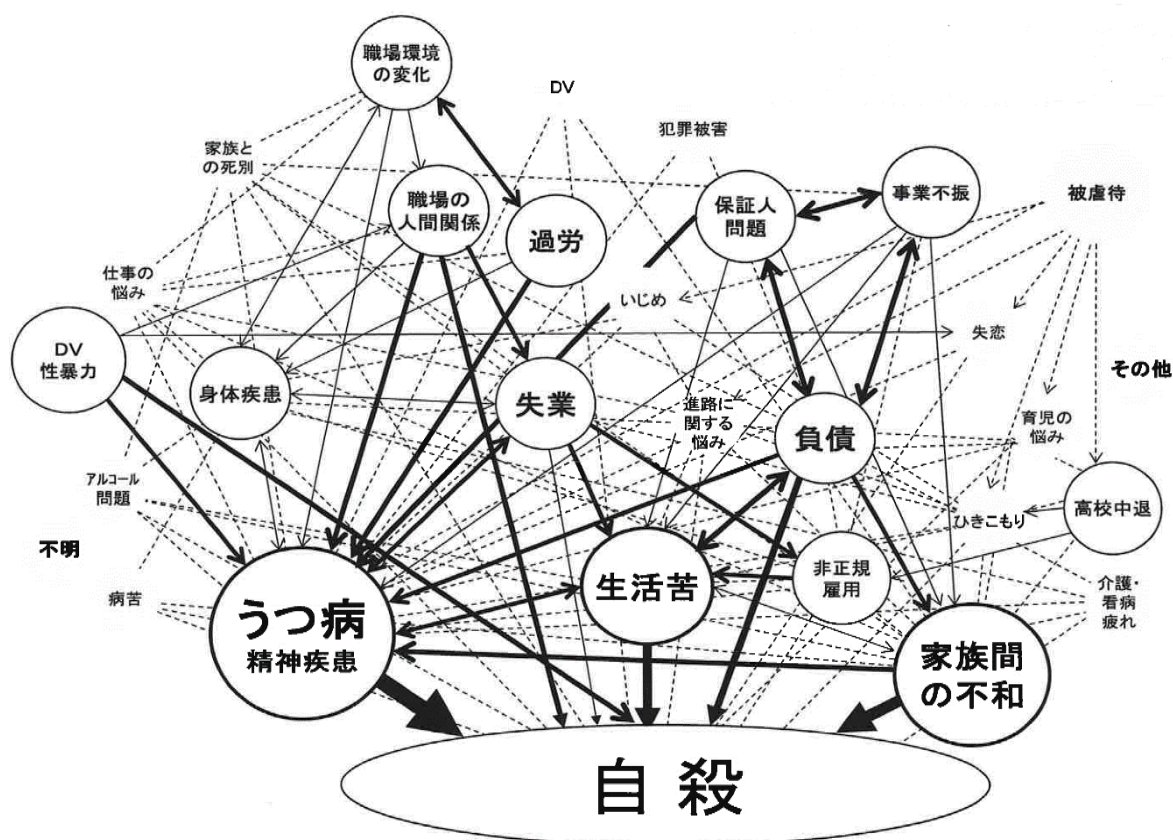
④ 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺に追い込まれようとしている人の自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要であり、そのためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

⑤ 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景は、理解されにくい現実があり、そうしたことへの理解を深めることも含めて、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識として普及啓発を行う必要があります。

背景にある主な自殺の危機経路傾向のイメージ



※『自殺実態白書 2013 (NPO法人ライフリンク)』

2 基本理念，基本目標

(1) 基本理念

本計画では，市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し，みんなで生きることを支えるための取り組みを包括的に推進していきます。

市民一人ひとりが当事者として，自殺につながり得る地域や生活の課題についてともに考え支え合えるよう，必要なサービスや支援が行き届く体制づくりを進めます。

誰も自殺に追い込まれることのない 柏市を目指して



(2) 基本目標（基本理念の実現のために）

「誰も自殺に追い込まれることのない柏市」とは，赤ちゃんからお年寄りまで，全ての市民が「かげがえのない個人」として尊重され，いかなる場合であっても「生きる道」を選ぶことのできる生活環境を指します。

この基本理念を実現するため，下記の基本目標を定めます。

基本目標 1（地域の姿）

悩んだときに助けを求め，悩んでいる人に手を差し伸べることができる地域づくり

市民の誰もが近くで悩んでいる人の存在に気づき，手を差し伸べて希望を与えられるような，思いやりのある地域を目指します。自殺に追い込まれてしまう可能性は誰にでもあるのですから。

基本目標 2（支援体制）

悩んでいる人が適切な相談機関につながり，十分な支援を受けることができる体制の整備

身近な人の支えで見えてきた希望を確かなものにし，これからも生きていく自信を十分に得られるよう，相談・支援を充実させていきます。

3 数値目標

自殺総合対策大綱では平成 38 年（2026 年）の自殺死亡率を，平成 27 年の自殺死亡率 18.5 を 30%以上減少し，13.0 以下にすることとしています。

これを踏まえ，本計画の数値目標として，柏市の自殺死亡率を平成 29 年の 16.0 から 5 年後の平成 34 年（2022 年）までに，12.8 以下（平成 33 年（2021 年）～34 年（2022 年）平均）へ減少させることを目標とします。

	H29	H33-H34 の平均
	（基準）	（目標）
自殺死亡率の減少 （人口 10 万人当たり）	16.0	12.8 （基準から 20%減）

4 対策の推進

柏市ではこれまで、1次予防（事前予防）、2次予防（危機対応）、3次予防（事後対応）の3つの観点から、自殺者数を減少させるための取り組みを展開してきました。本計画においてもこれまでの体系を踏襲し、それぞれの時系列的な段階において効果的な対策を推進していきます。

①事前予防

心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階での対応

■これまでの取り組み：広報活動、ゲートキーパー養成研修、講演会等

②危機対応

現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない対応

■これまでの取り組み：カウンセラーによる無料相談、医療従事者連携事業

③事後対応

自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させない対応

■これまでの取り組み：自死遺族支援わかちあいの会の開催

事前予防

市民一人ひとりへの周知啓発と地域での見守り体制づくり

自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきという自殺対策の趣旨について、市民の理解と関心を深めるとともに、市民一人ひとりが、心の健康の重要性を認識するとともに、自らの心の不調に気づき、適切に対処できるよう、家庭、職場、地域、学校における心の健康づくりを推進します。

また、市民一人ひとりが、自分の周りで自殺を考えている人の存在に気づき、見守っていただけるよう、お互いが気づきあい、相談しやすい地域づくりを促進します。

危機対応

適切な相談と支援につなげるネットワークの構築

様々な問題を抱え、自殺のリスクが高い人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて専門家につなぐことができるよう、各関係機関等の相互連携の強化を行い、悩みを抱えた人に対する支援体制を充実します。

また、自殺未遂者は実際に自殺企図を行っているという点で最も自殺のリスクの高い者と考える必要があり、十分なケアが必要です。自殺の更なる連鎖を防ぐため、自殺未遂者のへ支援を推進します。

事後対応

自死遺族への支援

家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方は、その現実を受け止めていく過程で極度の悲しみや苦しみに直面せざるをえず、極めて深刻な心理的影響を受けるといわれています。身近で大切な人を自死で亡くされた方へのケアを行うとともに、必要な情報提供を行うなど、支援を充実します。

段階別支援

ライフステージに応じた支援

ライフステージやライフスタイルにより、自殺に至る原因や背景は様々です。自殺に至るリスクが高い人に対して、それぞれの原因や背景に応じた取り組みを進めていきます。

「学齢期」「成人期」「高齢期」それぞれの問題に応じた多様な視点で「生きることの促進要因」（生きることの喜びを感じられる要因）を増やし、自殺のリスクを低下させる取り組みを行っていくことで、これらの層の自殺者を減少させることにつなげます。

時系列段階に応じた自殺対策

〔事前予防〕



- ・自殺予防対策フォーラムの開催
- ・SNS等による情報発信
- ・自殺予防対策キャンペーン
- ・地域づくり推進事業
- ・民生・児童委員の活動支援・研修事業
- ・地域の支え合いの充実と体制整備
- ・健康づくり普及啓発

〔危機対応〕

- ・いじめ相談
- ・子育て相談
- ・認知症相談
- ・心の健康相談
- ・救急事業
- ・精神保健福祉相談事業



- ・ゲートキーパー
- ・民生委員・児童委員
- ・健康づくり推進員
- ・認知行動療法サポーター
- ・家族、友人、近所の人、
教員、同僚など

〔事後対応〕



- ・自死遺族支援わかちあいの会
「ひだまり」
- ・自死遺族支援公開講演会



（児童・生徒）

- ・いのちの教育の推進
- ・児童のSOSの出し方に関する教育の推進
- ・不登校児童生徒の支援事業
- ・やまびこ電話柏事業
- ・いじめeメール相談

（子育て世代）



- ・子育て世代包括支援センター運営事業
- ・子育て電話相談（にこにこダイヤルかしわ）
- ・産後ケア事業
- ・母子・父子自立支援相談事業



（勤労世代）

- ・ブラックバイト・ブラック企業対策
- ・若年者就労支援事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業

（高齢者）



- ・高齢者声かけ訪問事業
- ・老人クラブ支援事業
- ・高齢者の就労・社会参加促進事業
- ・フレイル予防の推進

〔ライフステージに応じた支援〕

5 施策の体系

[基本理念]

誰も自殺に追い込まれることのない柏市を目指して

[基本目標]

[対応の段階]

[基本施策]

[取り組み]

基本目標1 悩んだときに助けを求め、悩んでいる人に手を差し伸べることができる地域づくり

基本目標2 悩んでいる人が適切な相談機関につながり、十分な支援を受けることができる体制の整備

事前予防

市民一人ひとりへの周知啓発と地域での見守り体制づくり

(1) 自殺予防の大切さの啓発と周知

① 自殺対策に関する情報提供の強化
② 自殺予防週間と自殺対策強化月間におけるキャンペーンの充実

(2) 自殺を防ぐ地域力の向上

① 地域における見守り活動の推進
② 交流の場、居場所づくりの推進

(3) 心の健康づくりの推進

① 心の健康づくりの啓発
② 心の健康等を保つための相談等の支援

危機対応

適切な相談と支援につなげるネットワークの構築

(1) 地域における相談窓口とネットワークの強化

① 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
② 保健・医療・福祉の関係機関・関係団体等のネットワークの強化

(2) 自殺対策に係る人材の養成と資質の向上

① 自殺対策に係る人材の養成と資質の向上

(3) 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

① 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

(4) 自殺未遂者の再度の自殺企図防止

① 自殺未遂者への精神的ケアの充実

事後対応

自死遺族への支援

(1) 遺された人への支援の充実

① 自死遺族への支援

段階別支援

ライフステージに応じた支援

(1) 学齢期への支援

① 自殺対策に関する教育の推進
② 相談体制・支援体制の推進

(2) 成人期への支援

① 子育て世代への支援
② 勤労問題への支援
③ 生活困窮者への支援

(3) 高齢期への支援

① 高齢者への相談支援や見守り体制の充実
② 高齢者の健康づくりや生きがいづくり



第4章

自殺対策推進のための取り組み

1 市民一人ひとりへの周知啓発と地域での見守り体制づくり

(1) 自殺予防の大切さの啓発と周知 —●—

[現状と課題]

本市の自殺死亡率は全国より低いものの、毎年 70 人前後の尊い命が自殺により失われています。

本市ではこれまでに自殺対策フォーラムの開催やリーフレットの配布、出前講座・市民講座等による啓発を継続的に実施してきました。

今後、本市の自殺対策を更に推進していく上で、自殺や自殺関連事象に関する市民の正しい知識の理解と関心を深めることは重要であり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するよう、今後もより一層の普及啓発を実施することが必要です。

[方向性]

自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識のもと、自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報活動、教育活動等を通じての理解促進と普及啓発活動を展開します。

① 自殺対策に関する情報提供の強化

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
相談窓口リーフレットの配布	悩みを抱えた人が相談窓口を探しやすいように、困りごと別に相談先を案内する冊子「あなたが困った時…相談窓口」を作成し、関係機関へ配架します。	社会福祉課
相談窓口啓発カードの配布	相談窓口などが記載された啓発カードを作成し、商業施設等に設置します。	社会福祉課
自殺予防対策フォーラムの開催	自殺予防や心の健康に対する市民への啓発及と理解を深めるため、毎年テーマを決めて講演会等を行います。	社会福祉課
メールやツイッターによる保護者向けの情報発信	夏休みの終わりや2学期の始まりは、児童生徒の自殺が増える傾向にあることから、保護者向けのスクールメールにおいて注意喚起を行います。またツイッター等においても情報を発信します。	社会福祉課 児童生徒課
SNSによる相談窓口の検討	若者向けの相談窓口として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した相談事業について検討します。	社会福祉課

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
広報かしわの発行	広報かしわの発行と他メディアの活用・連携を行います。	広報広聴課
SNSによる情報発信	ツイッター、フェイスブック等、利用者数が多いSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、柏市の魅力情報や市政情報等の発信を行います。ツイッターについては、市のホームページに掲載した情報等の拡散を行います。	広報広聴課
ホームページ管理・運営	CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を活用し、情報を必要としている人を対象に、分かりやすいページを各課で作成し、迅速な情報提供を行います。	広報広聴課
男女共同参画推進のための啓発事業の実施	男女共同参画センターにおいて、関心の持たれやすいテーマを取り入れながら、講座の開催や情報発信を行います。	協働推進課

② 自殺予防週間と自殺対策強化月間におけるキャンペーンの充実

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
自殺予防対策キャンペーン	一般社団法人日本産業カウンセラー協会と共同で、自殺予防週間に合わせて、柏駅前で啓発グッズの配付を行います。	社会福祉課
ツイッターによる情報発信	夏休み明けや自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、ツイッターの社会福祉課アカウントから相談窓口などの情報発信を行います。	社会福祉課
自殺対策関連資料の展示	図書館本館の展示コーナーに自殺対策をテーマとした関連資料の展示及び貸し出しを行います。	社会福祉課 図書館

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
冊子「あなたが困った時…相談窓口」の配架場所数	51ヶ所	70ヶ所
ツイッターの社会福祉課のアカウントから自殺対策関連記事を発信した数	8件	30件

（２）自殺を防ぐ地域力の向上 —————●

〔 現状と課題 〕

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

平成 25 年に行った柏市自殺予防対策市民意識調査の結果からは、身近な人間関係の中で自殺の危険性が認知される様相がうかがわれ、家族間でのコミュニケーションおよび地域社会・職場における人間関係ネットワークが重要な役割を担っていると示唆されています。効果的な自殺対策を行うためには、地域における人と人、人と社会資源のつながりから育まれる支えあいや助けあいなどの地域のつながりを強化することが重要です。

そのため、市民一人ひとりが、自分の周りで SOS を発している人の存在に気づき、見守っていけるよう、お互いが気づきあい、相談しやすい地域づくりが必要です。

〔 方向性 〕

地域で自殺を防ぐ仕組みづくりを推進します。地域で見守り活動をする人を支援し、重層的な見守り活動の体制づくりを進めます。また、地域のつながりを深めるための居場所づくりを推進して地域の交流を促進し、コミュニティ活動の充実に努めます。

① 地域における見守り活動の推進

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
地域づくり推進事業	地域づくりコーディネーター等を配置し、地域の課題・地域の要望に応じて適切に支援を行っていきます。 地域活動の解決や地域人材の育成を目的として、地域の実情を把握し、それに沿った事業を展開していきます。 また、地縁団体と他の活動団体が協働するように、積極的に働きかけを行っていきます。	地域支援課
地域の支え合いの充実と体制整備	市域及び20コミュニティエリアに協議体と生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合いを推進します。たすけあい活動団体数や居場所の立ち上げを支援していくと共に、利用促進等についても支援します。	地域包括支援課
消費生活の見守り人材の育成事業	柏市消費生活コーディネーター及び柏市消費生活サポーター（消費生活コーディネーターのOB等）を中心とした地域の見守り人材の育成を目的とした活動支援（定期的な研修、連携のための会議など）を行います。	消費生活センター
民生委員児童委員の活動支援・研修事業	身近な地域の見守り役である民生委員・児童委員活動の支援（研修含む）を、事務局（市社協）と連携して行っていきます。	社会福祉課 柏市社会福祉協議会

② 交流の場、居場所づくりの推進

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
老人クラブ支援事業	老人クラブ連合会及び単位老人クラブが実施する、各種社会奉仕活動、シルバー運動会、芸能大会、グランドゴルフ等の事業等に対して、補助金を交付します。	高齢者支援課
はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業の整備運営	乳幼児親子の支援、交流や学びの場の提供、相談を行い、地域の子育て環境の充実を図るため、利用しやすいオープンな場所に地域子育て支援拠点事業を整備します。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課 保育運営課

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
たすけあい活動団体の数	5 1 団体	9 0 団体
老人クラブの加入者数	5, 8 0 3 人	6, 0 0 0 人
はぐはぐひろばの利用者数	2 5, 9 6 9 人	5 0, 0 0 0 人

(3) 心の健康づくりの推進

[現状と課題]

本市の自殺者の自殺の原因・動機では、「健康問題」が最も多くなっています。自殺を図った人の多くが、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ状態になるケースであると推察されます。心と身体を健康を総合的に支援できる体制の整備、取組を強化することが必要です。

また、睡眠による休養を十分にとれていない市民が増えている傾向にあります。長時間労働や失業、各種のハラスメント、いじめ、育児や介護疲れなど自殺の原因となり得る様々な心の負荷について、市民が過剰にストレスを溜め込まずに適切に対処できるよう、市民自身の心の不調やストレスへの気づきを促すとともに、ストレスを軽減するための支援を強化することも必要です。

[方向性]

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因を軽減して適切に対応できるよう、こころの健康についての正しい知識を普及啓発していきます。

また、心に悩みを抱えた人が不安なく生活を送れるよう、心の健康についての相談を充実させ、うつ状態などの重症化を防ぐ取り組みを進めます。

① 心の健康づくりの啓発

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
健康づくり普及啓発	多様な機会を捉えて、がんや生活習慣病の予防について、普及・啓発を推進していきます。	健康増進課
柏市精神保健福祉市民講座	精神障害者に対する誤解や社会的偏見を是正し、関心と理解を深められるよう、市民を対象とした講座を開催し、精神障害の正しい知識の普及を図ります。	保健予防課
柏市精神保健福祉出前講座	団体からの依頼を受けて出前講座を行い、こころの健康についての正しい知識の普及啓発を行います。	保健予防課

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
柏地域職域連携推進協議会	柏労働基準監督署や商工関係団体などの職域関係機関や、保健医療関係機関等で構成される協議会において、地域保健、職域保健相互の健康課題や保健事業に関する把握及び情報共有を行い、課題解決に向けて連携した共同事業を検討、実施します。	健康増進課

② 心の健康等を保つための相談等の支援

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
柏市民健康づくり推進員活動	地域ぐるみの健康づくり及び子育て支援を図るための活動を実施します。	地域保健課
健康相談	柏市健康診査と骨粗しょう症検査の受診者で、予防域の方を主な対象とした健診の事後指導として、「へるすアップ相談」を実施します。 電話相談を中心に、市民の健康に関する相談に対応します。	健康増進課
心の悩み無料相談	悩みを抱えた人が直接カウンセラーに相談することで、解決の糸口を見つけ、前向きな心理状態に転化するきっかけづくりを行います。	社会福祉課
こころの健康相談	心の健康やアルコール問題等に不安のあるかたやその家族を対象に、嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）を実施します。	保健予防課

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
精神保健福祉出前講座の参加者数	6 2 9 人	8 0 0 人
心の悩み無料相談の利用者数	3 2 6 人	4 0 0 人
精神保健福祉相談件数	1 0 , 0 3 5 件	1 1 , 0 0 0 件

2 適切な相談と支援につなげるネットワークの構築

(1) 地域における相談窓口とネットワークの強化 —————●

[現状と課題]

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、これらを通じて社会全体の自殺リスクを低下させることが重要です。

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、身近な地域の相談窓口が市民にとって相談しやすいものになるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関、民間団体等との情報共有や一層の連携強化が必要です。

[方向性]

自殺のリスクを低下させるため、保健・福祉を始めとする様々な分野において、地域での支援・相談体制を充実させ、市民の状況に応じたきめ細かな相談支援を行います。

また、地域で自殺対策に取り組む団体等との連携を深め、包括的なネットワークの体制づくりに取り組んでいきます。

① 相談の多様な手段の確保, アウトリーチの強化

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
市民相談	市民相談員が、市民からの相談を電話又は面談にて受け付け、必要に応じて有資格者等（国の機関から委嘱を受けている者も含む）による専門相談や他の相談機関の案内を行います。	広報広聴課
総合相談支援事業	社会福祉法人に委託して実施します。 24時間365日体制で、電話相談等を受け付け、必要に応じて訪問活動等も実施しながら、相談者のニーズを把握し、必要な福祉サービスのコーディネート、福祉全般にわたる総合的な相談受付及び対応、権利擁護の申請手続きなどを行い、相談者が安定して地域生活が送れるよう支援します。	生活支援課
男女共同参画推進のための相談事業	家庭や職場などでの女性の悩み事などに対して「女性のこころと生き方相談」を実施します。専門の女性カウンセラーが相談に応じ、関係機関と連携しながら、相談者の支援を行います。 また、仕事をしている方も相談を受けられるよう、月に1回第2木曜日を夜間相談日として午後2時から午後8時まで相談を行います。	協働推進課
高齢者の総合相談事業	地域における身近な相談窓口として、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、保健師（経験のある看護師）、社会福祉士等の専門職が、高齢者の様々な相談を受け、保健・医療・介護の関係者と連携して支援します。	地域包括支援課
障害者相談支援事業	障害者の相談に24時間365日対応可能な地域生活支援拠点をはじめ、専門職員が在籍する地域に身近な相談支援事業所と連携し、障害者の多様な相談支援のニーズに対応します。	障害福祉課 障害者相談支援室
消費生活相談事業	消費生活相談員による消費生活相談を実施します。また、全国消費生活情報ネットワーク・システムへの消費生活相談内容を適正に報告します。	消費生活センター
精神保健福祉相談事業	嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）を実施します。また、HAPPYプログラム（個別・集団）、アルコール家族教室、酒害教室の開催・市民講座・出前講座等での普及啓発を実施します。 ボランティアや自助グループ支援事業を行います。	保健予防課
家庭児童相談	子育てに悩んでいる保護者等の養育に関する相談や児童虐待に関する相談・支援を行います。	こども福祉課

事業名	内容	担当部署
子育て世代包括支援センター運営事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を実施します。 妊娠、出産、子育てに関する相談・支援プラン作成・妊娠、出産包括支援事業（産前産後サポート事業）や乳児家庭全戸訪問事業等を実施し、子育て世代へのポピュレーションアプローチと併せて、個別ケースの要支援体制について関係機関と連携し、妊娠期から切れ目のない支援に努めます。 特に乳児家庭全戸訪問では、産後うつ等の早期発見のスクリーニング指標を用い、育児ストレスが高いと思われる方や、医療の必要な産後うつ等の疑いのある方に対し、早期発見・早期支援を行います。	地域保健課
やまびこ電話相談事業	身近に相談できる相手がいない場合でも、青少年の悩みの相談窓口として、匿名での電話相談を受け付けます。 傾聴を重視し、多様な相談支援を行います。	少年補導センター
少年相談事業	青少年の不良行為等の問題行動で悩みを持つ保護者、教員、青少年本人等からの相談に応じます。	少年補導センター
いじめeメール相談	ウェブサイトの入力フォームを利用し、市立小中学校の児童生徒でいじめを受けているまたは、いじめを発見した本人からの相談に応じます。	少年補導センター
いのちの電話	生きることの困難さに直面し、自殺まで思慮するほどの精神的危機にある人に寄り添い、対等な人間としてかわりを持ち支え合う活動をしています。電話相談は24時間365日受付、インターネットや対面による相談も実施しています。	社会福祉法人 千葉いのちの電話
心配ごと相談	民生委員や元学校長、福祉活動経験者などの相談員が、日々の生活の中での様々な悩みや困りごと、心配ごとについて、アドバイスや相談に適した関係機関の案内を行います。	柏市社会福祉協議会
個別相談事業	ニートや引きこもりの若者やその家族を対象に、メンタルヘルス専門カウンセラーやキャリアコンサルタントによる個別面談を行います。	認定NPO法人 キャリアデザイン研究所

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
自立相談支援及び就労準備、家計相談改善事業	社会福祉法人に委託して実施します。 自立相談支援事業は、生活困窮及び生活困窮に陥りそうな世帯に対し、総合的、包括的に自立に向けた面接相談支援を行うことにより、その世帯の問題点を把握し、就労により自立が可能と判断される場合は、その世帯に応じて、就労準備支援、中間的就労などを実施しています。 また、生活保護以上の収入は得ていますが、収支のバランスが崩れていることにより生活困窮に陥っている場合は、家計改善支援を実施し、収支の改善並びに債務整理などの支援を実施します。各事業とも法定決定の可否を支援調整会議で決定します。	生活支援課
障害者虐待防止センター（緊急保護時助成金含む）	障害者の虐待に関する通報等の受理、障害者及び養護者に対して障害者虐待に関する相談指導及び助言の実施、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、その他の開発啓発活動の実施、障害者虐待防止に関する連携協力体制の整備、緊急保護した場合の保護費や医療費、日用品費に対する助成を行います。	障害者相談支援室
母子・父子自立支援相談事業	様々な相談や情報提供就職支援を行い、ひとり親家庭の自立促進を支援します。通常の相談については相談者の意向を踏まえながら相談・支援を的確に行っていきます。 また、離婚が増える中子どもの養育費の取り決めをしている場合は少なく、離婚後の生活設計が不安定な者が多いため離婚前の相談・情報提供の充実も図っていきます。ひとり親家庭の父母等に対し、生活全般に関する様々な相談を受けるとともに、情報提供などを行い自立へ向けた支援を行います。	こども福祉課
子育て電話相談（にこにこダイヤルかしわ）	妊娠・出産包括支援事業における産前産後サポート事業として実施します。専任の保健師助産師が専用電話による育児相談を実施し個々の状況に応じた助言・指導を行います。	地域保健課
在住外国人支援事業	日常生活の様々な面で在住外国人をサポートするため外国人アドバイザーによる相談業務を行います。	協働推進課

② 保健・医療・福祉の関係機関・関係団体等のネットワークの強化

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
柏市自殺予防対策連絡会議・自殺予防対策庁内連携会議	柏市の自殺予防対策に関する事業及び関係団体等の間の情報交換を行います。また、全庁的な自殺予防対策を推進するため、庁内連携会議を定期的開催していきます。	社会福祉課
【再掲】 柏地域職域連携推進協議会	柏労働基準監督署や商工関係団体などの職域関係機関や、保健医療関係機関等で構成される協議会において、地域保健、職域保健相互の健康課題や保健事業に関する把握及び情報共有を行い、課題解決に向けて連携した共同事業を検討、実施します。	健康増進課
柏市精神保健福祉連絡協議会	市内の関係機関・団体の連携の推進を図り、また各委員から保健所の企画運営への意見をいただき、市内の精神保健福祉の向上を図っていきます。	保健予防課

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
防犯関係機関との連携	警察を始めとする関係機関・団体との連携をより緊密なものとし、市全体の防犯推進体制の強化を図るとともに有機的に各種防犯事業を展開していきます。	防災安全課

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
高齢者の総合相談の件数	8, 2 7 8 件	1 0, 5 0 0 件
子育て電話相談の件数	1, 2 1 9 件	1, 3 4 0 件
消費生活相談件数	3, 3 0 4 件	3, 7 2 5 件

(2) 自殺対策に係る人材の養成と資質の向上

[現状と課題]

自殺対策において、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、そのための人材育成の方策を充実させることは、対策を推進する上での基礎となる取り組みです。

柏市自殺予防対策市民意識調査の結果からは、こころに問題を抱えた人への偏見が低い人ほど、こころの問題を抱えている人に関連して行った働きかけがあり、研修を受けてみたいと考える人が多いことがわかっています。自殺対策に係る人材の養成にあたっては、こころに問題を抱えた人への偏見を解消することも重要です。

[方向性]

自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成します。また、市職員や市内小中学校の教職員に対する研修を充実させるなど、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。

① 自殺対策に係る人材の養成と資質の向上

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
教職員研修	柏市教職員人材育成指針及び指標に基づき柏市独自の研修体系を構築するとともに、人材育成体制を充実させます。「O f f - J T（校外研修）」「O J T（校内研修）」「S D（自己研鑽）」の関連を図りつつ、人材育成を効果的・計画的に推進します。 具体的には、平成25年度から3年間で市内全教職員が「ゲートキーパーの役割」の研修を受講し、平成28年度から初任者と異動教職員を対象に実施しています。また、平成29年度から3年間で市内全教職員に「性同一性障害や性的指向・性自認（L G B T）に係る児童生徒の理解のための研修」を義務付けます。	教育研究所 児童生徒課
思春期保健事業	学校や各機関と連携した、発達段階に応じた思春期保健健康教育研修会などを通じた関係者のスキルアップを行います。 お互いの役割の共通認識、地域の人材や資源の効果的活用を目指したネットワーク作り講座や、様々な機会を活かした保護者・地域住民に対する情報提供を行います。	地域保健課
柏市精神保健福祉担当者連絡会	関係機関の実務担当者の資質の向上とネットワーク形成を目的に連絡会を実施します。	保健予防課
自殺予防ゲートキーパー養成研修	広く市民を対象に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげることのできるゲートキーパーを養成するための研修を行います。	社会福祉課
認知行動療法サポーター養成講座	自分の考え方（認知）や行動の偏りを修正し、問題解決の手助けとなる認知行動療法を学ぶ機会を提供します。	社会福祉課
保健福祉部門人材育成	柏市の保健福祉部職員に求められる職員像を達成するため、新規採用職員や異動職員向けに業務や保健福祉部門の全体像を理解する研修に加え、専門職向けの研修等を実施します。	福祉政策課
対人保健サービスにかかるとなる人材育成	日常業務における指導を行います。 保健師等業務連絡研究会・課内研修会（復命研修・事例検討会・業務研究）の実施・外部研修・自主研修の情報提供を行います。	地域保健課

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
相談支援を行う医療人の養成	医師，看護師，薬剤師等が，日常診療の場で遭遇する，軽症の不眠，不安，うつ等を持つ患者や家族に対して，簡易認知行動療法を用いたアプローチによる相談支援を行う人材を養成します。	千葉大学大学院 医学研究院

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
自殺予防ゲートキーパー養成研修参加者数	88 人	150 人
「LGBTに係る児童生徒の理解のための研修」の教職員受講率	48 %	100 %

（３）適切な精神保健医療福祉サービスの提供

〔 現状と課題 〕

柏市における自死の現状に関する調査報告からは、自殺につながる問題を抱えていても医療・行政サービスを受けていない人が見られ、自殺につながる問題を抱えていても、医療・行政サービスを受けていない層へのサポート体制の強化や医療・行政サービスを受けている人への治療・サポート体制の充実化と、医療・行政・地域とのつながりが乏しい人へのアプローチの強化が必要とされています。

また、自殺を図った人の多くが、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患を発症しています。

自殺のハイリスク者を早期に適切な支援につなぐ体制の整備が重要です。

〔 方向性 〕

かかりつけ医のうつ病やアルコール依存症などの精神疾患に対する対応力の向上を図るとともに、自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組を推進します。

また、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるよう支援します。

① 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
【再掲】 精神保健福祉相談事業	嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話，面談，訪問）を実施します。また，HAPPYプログラム（個別・集団），アルコール家族教室，酒害教室の開催・市民講座・出前講座等での普及啓発を実施します。 ボランティアや自助グループ支援事業を行います。	保健予防課
【再掲】 障害者虐待防止センター（緊急保護時助成金含む）	障害者の虐待に関する通報等の受理，障害者及び養護者に対して障害者虐待に関する相談指導及び助言の実施，障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報，その他の開発啓発活動の実施，障害者虐待防止に関する連携協力体制の整備，緊急保護した場合の保護費や医療費，日用品費に対する助成を行います。	障害者相談支援室
配偶者暴力被害者等 緊急避難支援事業	DV（ドメスティックバイオレンス）被害により援助を求めてきた被害者に交通費，宿泊費，食費を支給しています。（平成27年4月1日から「配暴法に基づく被害者及び被害者の同伴する子」を対象者とし，併せて食費の支給が行えるよう規則改正を行いました。）	こども福祉課
児童の擁護に要する 事業（児童福祉施設 入所措置費）	経済的な理由により，入院助産を受けることが困難な妊婦を助産施設で助産をさせます。母子家庭等の母が児童の養育等に問題がある場合や，DV（ドメスティックバイオレンス）被害等の母子を母子生活支援施設に入所させ，自立支援を行います。	こども福祉課

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
難病支援対策（指定難病医療費助成事業・特定疾患治療研究事業等関連事務、難病相談事業）	難病患者が「難病の患者に対する医療等に関する法律」をはじめとする各種法令条例・要綱に基づき、千葉県が実施する特定医療費（指定難病）助成制度等を利用してよりよい医療を受けられるよう、医療費助成の申請受付、県への進達、受給者証の発送等の事務を行います。 「難病の患者に対する医療等に関する法律」等に基づき、難病相談支援として、個別ケース検討、難病支援関係者との連携、訪問指導、窓口相談、医療講演会・医療相談会等を行います。	保健予防課
小児慢性特定疾病医療支援事業	柏市小児慢性特定疾病審査会を月 1 回開催し、医療費の支給認定を行い、認定された場合は医療受給者証を交付します。自立支援事業として、全数を対象に申請時に保健師面接を実施し、必要な保護者へ相談支援を行います。 また、講演交流会を実施し、家族同士の相互交流と関係者間の情報交換による関係構築を図ります。	地域保健課

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
精神保健福祉相談件数	10,035 件	11,000 件

(4) 自殺未遂者の再度の自殺企図防止 ―

[現状と課題]

本市の自殺者における自殺未遂歴の有無をみると、「あり」の割合が25.0%と千葉県・全国と比べ高くなっています。

自殺未遂者は自殺未遂歴のない人に比べて、その後既遂に至る可能性が高いことがわかっています。そのため、自殺の再企図リスクが高いと判断された人に対し、精神科への受診勧奨や次の支援機関への紹介を行い、必要な医療的ケアや相談支援が受けられる体制を整備することが重要です。

[方向性]

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、医療機関や消防、警察などとの連携体制を整えます。また、精神科医療機関等との日常的な情報の交換や、助言等が受けられる仕組みづくりを進めるとともに、相談体制を充実させます。

① 自殺未遂者への精神的ケアの充実

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
救急事業	市民等からの救急要請に対して、必要な救急処置を行うとともに、適切に病院への救急搬送を行います。自損行為に関する救急があった際、関係各所への情報提供等に努めます。	消防局救急課
【再掲】 精神保健福祉相談事業	嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）を実施します。また、HAPPYプログラム（個別・集団）、アルコール家族教室、酒害教室の開催・市民講座・出前講座等での普及啓発を実施します。 ボランティアや自助グループ支援事業を行います。	保健予防課

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
精神保健福祉相談件数	10,035 件	11,000 件

3 自死遺族への支援

(1) 遺された人への支援の充実

[現状と課題]

自殺を防ぐ取り組みとともに、大切な人を亡くし、耐えがたい悲しみや苦しみを抱えている自死遺族等の精神的な負担を和らげることも必要です。

本市においては、これまでも自死遺族わかちあいの会、自死遺族支援公開講演会を実施しており、自死遺族等が適切な支援を受けることができるよう、必要な情報の提供や支援体制の充実を図ることが重要です。

[方向性]

大切な人を自死で亡くした人を支援するため、引き続き必要な支援情報の提供、相談体制の充実に努めます。

① 自死遺族への支援

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
自死遺族支援わかちあいの会「ひだまり」	自死遺族の方が、自責の念など他では語ることができない思いを自由に語り、互いに共感し、分かち合うことができる場の提供を行います。	社会福祉課
自死遺族支援公開講演会	自死遺族について広く理解を得るため、公開講演会を開催します。	社会福祉課
自死遺族の集い「まんりょうの会」	自死遺族や自死した方の友人、仕事仲間など心に痛みを抱えている方の悲嘆（グリーフ）を分かち合う会を開催します。	NPO法人千葉県東葛地区・生と死を考える会

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
自死遺族支援公開講演会の参加者数	50 人	100 人

4 ライフステージに応じた支援

(1) 学齢期への支援

[現状と課題]

子どもや若者に対する自殺対策は、その人の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることにつながります。

学校におけるSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、いのちの大切さや自己肯定感を高める教育を行うことが重要です。また、支援を必要とする若者が漏れないようライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）に応じた、それぞれの置かれている状況に応じた支援や自殺対策に資する教育等を推進することが必要です。

[方向性]

児童生徒に対し、授業等において心の健康やいのちの大切さについて学ぶ機会を充実させるとともに、困難に直面した場合に支援を求めることの必要性を教えていきます。保護者に対しても、子どものサインに気付くことの重要性について啓発していきます。

また、不登校や生徒指導上の課題を抱える児童生徒及びその保護者、学校関係者等への相談支援についても充実していきます。

① 自殺対策に関する教育の推進

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
いのちの教育の推進	消防局救急課と連携し、小学校高学年を対象に実施している「ジュニア救命士講習」を推進します。保健所と連携し、保健師の派遣や赤ちゃんだっこ体験等の事業を推進します。また、教職員研修で、「いのち」の大切さを伝える性教育などを盛り込みます。	学校保健課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	千葉大学教育学部及びストップイットジャパン（株）と、産官学連携による教材開発に取り組んでいます。 平成29年度に「脱いじめ傍観者教育」をテーマとした映像教材を開発し、市内中学1年生で授業を行うとともに、自治体としては初めて「SNS相談アプリSTOP i t」を導入しました。また、平成30年度は、SOSの出し方教育に関する授業「どうする！？SOS～ハウレンソウ（報告・連絡・相談）教育」を開発しました。	児童生徒課
性の多様性授業の推進	千葉大学教育学部及びストップイットジャパン（株）と、産官学連携による教材開発の第3弾として、「自分らしく生きるって？～多様な性を理解する教育」を開発しました。	児童生徒課
道徳教育の推進	道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を充実します。	指導課

② 相談体制・支援体制の推進

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
教育相談	柏市教育委員会教育支援室にて電話相談・面接相談を行っています。市内9地区の拠点小学校にはスクールカウンセラーを配置し、児童・保護者・教職員への面接相談を行っています。 また、教育相談機関が集まり年間6回の連絡会議を行い情報の共有等を行うことで、スムーズな連携が図れるようにしています。	児童生徒課
不登校児童生徒の支援事業	適応指導教室及び3学習相談室を充実します。 自然体験教室・あすなろキャンプ・学期毎の悉皆長欠対策連絡協議会・親の集いを充実します。 児童生徒の家庭での引きこもり解消や安否確認の徹底に向けスクールソーシャルワーカーを導入し、訪問指導員等による家庭訪問を強化します。	児童生徒課

事業名	内容	担当部署
生徒指導推進事業	生徒指導主任連絡協議会を通じて生徒指導上の諸問題についての対応を助言します。 子どもたちを取り巻く今日的な問題と生徒指導体制について研修を行います。 解消困難な問題行動や非行等の事案に対する関係機関との連携について助言します。 生徒指導アドバイザー及びスクールサポータの派遣により、学校を支援します。 いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止についての今後の方向性を見出します。	児童生徒課
【再掲】 SNSによる保護者 向けの情報発信	夏休みの終わりや2学期の始まりは、児童生徒の自殺が増える傾向にあることから、保護者向けのスクールメールにおいて注意喚起を行います。またツイッター等においても情報を発信します。	社会福祉課 児童生徒課
【再掲】 やまびこ電話相談事業	身近に相談できる相手がいない場合でも、青少年の悩みの相談窓口として、匿名での電話相談を受け付けます。 傾聴を重視し、多様な相談支援を行います。	少年補導センター
【再掲】 少年相談事業	青少年の不良行為等の問題行動で悩みを持つ保護者、教員、青少年本人等からの相談に応じます。	少年補導センター
【再掲】 いじめeメール相談	ウェブサイトの入力フォームを利用し、市立小中学校の児童生徒でいじめを受けているまたは、いじめを発見した本人からの相談に応じます。	少年補導センター
【再掲】 精神保健福祉相談事業	嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）を実施します。また、HAPPYプログラム（個別・集団）、アルコール家族教室、酒害教室の開催・市民講座・出前講座等での普及啓発を実施します。 ボランティアや自助グループ支援事業を行います。	保健予防課

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給します。また、当該制度の周知を図ります。	学校教育課
街頭補導活動	補導専門員、生涯学習専門アドバイザー及び少年補導委員が、柏駅周辺における補導活動を実施し、不良行為等の問題行動の早期発見・早期補導に努めながら、非行防止活動の充実を図ります。	少年補導センター
非行防止啓発事業 (講演会活動・サイバーパトロール)	情報モラル遵守や薬物乱用防止等の啓発活動を児童生徒保護者教職員地域団体に行なうことで、健全育成に向けて意識を高め浸透させていきます。 また、サイバーパトロールによりSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や掲示板を閲覧する中で、不適切な掲載や事件・事故に繋がりそうな書き込みについては、学校と連携して対応します。	少年補導センター
柏市少年補導委員 連絡協議会支援	青少年の補導活動を実施する少年補導委員で構成される「柏市少年補導委員連絡協議会」を支援することで、地区補導や環境浄化活動を推進し、青少年の非行の未然防止に努めます。	少年補導センター

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
STOP i t アプリによる相談件数	1 3 3 件	2 0 0 件
S O S の出し方に関する授業の実施学級数	9 6 学級	9 6 学級

（２）成人期への支援

〔 現状と課題 〕

本市では 20～30 歳代男性の自殺率が全国平均を上回っています。また、20～30 歳代の男性は、自殺につながる問題を抱えていても、医療・行政サービスを受けていない傾向があり、家族と同居している現状が行政や近隣からの働きかけを妨げている可能性が指摘されています。

本市の有職者の自殺者において、職場の人間関係の悩みや仕事の失敗といった就労における問題を背景とするケースが多く見られ、自殺へと至る過程においては、勤務問題が少なからぬ影響を及ぼしている可能性が考えられます。

また、勤務問題の他に「経済・生活問題」による自殺が見られるとともに、自殺者の背景にある主な自殺の危機経路において、失業や退職からの生活苦などを背景とする自殺者の傾向も伺えます。

就労に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・支援先につながるができる体制づくりを行い、自殺リスクを生まない労働環境を整備するとともに、経済的に困窮している人に対しても包括的に支援を行っていくことが必要です。

〔 方向性 〕

ストレスの原因となる長時間労働に対して仕事と生活の調和の取り組みを推進していくとともに、勤労者をターゲットにした研修による啓発や広報を進めます。

また、福祉的施策の対象として外れることが多かった年齢世帯を含めた働きかけとして、多重債務対策等の消費者トラブル対策や、生活困窮世帯への対策等の取り組みを進めていきます。

さらに、配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）や産後うつ、子育ての悩みなど、成人期に特有の自殺リスクとなりうる要因についても、必要な支援を進めていきます。

① 子育て世代への支援

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
産後ケア事業	家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、育児不安を持つ褥婦とその新生児に対し、心身のケア及び育児サポート等のケアを行います。	こども福祉課
【再掲】 子育て世代包括支援 センター運営事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を実施します。 妊娠、出産、子育てに関する相談・支援プラン作成・妊娠、出産包括支援事業（産前産後サポート事業）や乳児家庭全戸訪問事業等を実施し、子育て世代へのポピュレーションと併せて、個別ケースの要支援体制について関係機関と連携し、妊娠期から切れ目のない支援に努めます。 特に乳児家庭全戸訪問では、産後うつ等の早期発見のスクリーニング指標を用い、育児ストレスが高いと思われる方や、医療の必要な産後うつの疑いのある方に対し、早期発見・早期支援を行います。	地域保健課
【再掲】 子育て電話相談 （にこにこダイヤル かしわ）	妊娠・出産包括支援事業における産前産後サポート事業として実施します。専任の保健師助産師が専用電話による育児相談を実施し個々の状況に応じた助言・指導を行います。	地域保健課
【再掲】 家庭児童相談	子育てに悩んでいる保護者等の養育に関する相談や児童虐待に関する相談・支援を行います。	こども福祉課
【再掲】 地域子育て支援 センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課 保育運営課
【再掲】 母子・父子自立支援 相談事業	様々な相談や情報提供就職支援を行い、ひとり親家庭の自立促進を支援します。通常の相談については相談者の意向を踏まえながら相談・支援を的確に行っていきます。 また、離婚が増える中子どもの養育費の取り決めをしている場合は少なく、離婚後の生活設計が不安定な者が多いため離婚前の相談・情報提供の充実も図っていきます。ひとり親家庭の父母等に対し、生活全般に関する様々な相談を受けるとともに、情報提供などを行い自立へ向けた支援を行っています。	こども福祉課
【再掲】 精神保健福祉相談事 業	嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）を実施します。また、HAPPYプログラム（個別・集団）、アルコール家族教室、酒害教室の開催・市民講座・出前講座等での普及啓発を実施します。 ボランティアや自助グループ支援事業を行います。	保健予防課

事業名	内容	担当部署
アルコール家族教室	アルコール問題を抱える家族を対象に実施し、依存症の理解や家族の健康度を高め、家族システムの病理の改善と本人の回復を図ります。	保健予防課

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
ママパパサロン	【ママパパサロン】 ビデオ学習 先輩ママパパとの交流 沐浴体験 妊婦疑似体験 赤ちゃんのお世話体験 柏市母子保健サービス紹介を行います。 【かんがるーサロン】 グループワーク（先輩ママパパとの交流、出産について） 赤ちゃんのお世話（希望者のみ）を行います。 【こうのとりサロン】 ビデオ学習 グループワーク（出産、産後について） 赤ちゃんのお世話（希望者のみ）を行います。	地域保健課
柏市民健康づくり推進員の赤ちゃん訪問	地域での孤立予防のため、柏市民健康づくり推進員が、生後3～4か月頃の赤ちゃんのいる家庭を訪問し、地域の身近な相談役として育児の悩み等をお尋ねしながら相談先や地域の子育て支援情報等をお知らせしています。	地域保健課
養育支援訪問事業	養育に支援が必要な家庭に保健師等が居宅を訪問し、専門的な立場から養育や家事に関する指導、助言、援助等を実施します。母子保健と連携をしながら要支援家庭の早期把握・早期対応及び継続支援を行い、保護者が自立し適切な子育てができるよう支援します。	こども福祉課
相談支援	乳幼児健診等の母子保健事業と連携を図り、発達が気になる早期の段階から相談を受け付け、お子さんとその保護者に対し面接を実施します。心理相談員等の専門職が発達検査等の評価を実施し、必要な支援や情報提供等を行います。それにより、お子さんの抱える問題の軽減や改善、保護者の不安軽減や障害理解等を図ります。	こども発達センター
子育て短期支援事業	保護者の疾病、出産、仕事、育児疲れなどの理由で一時的に子どもを見ることができなくなった場合、児童養護施設で短期間の子どもの預かりを行っています。	こども福祉課
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児について、保育園で一時的に預かり、必要な保護を行います。	子育て支援課 保育運営課
【再掲】 配偶者暴力被害者等 緊急避難支援事業	DV（ドメスティックバイオレンス）被害により援助を求めてきた被害者に交通費、宿泊費、食費を支給しています。（平成27年4月1日から「配暴法に基づく被害者及び被害者の同伴する子」を対象者とし、併せて食費の支給が行えるよう規則改正を行いました。）	こども福祉課

事業名	内容	担当部署
【再掲】 はぐはぐひろば (地域子育て支援拠点) 事業の整備運営	乳幼児親子の支援、交流や学びの場の提供、相談を行い、地域の子育て環境の充実を図るため、利用しやすいオープンな場所に地域子育て支援拠点事業を整備します。	子育て支援課
【再掲】 児童の擁護に要する事業(児童福祉施設入所措置費)	経済的な理由により、入院助産を受けることが困難な妊婦を助産施設で助産をさせます。母子家庭等の母が児童の養育等に問題がある場合や、DV(ドメスティックバイオレンス)被害等の母子を母子生活支援施設に入所させ、自立支援を行います。	こども福祉課
K-HAPPY プログラム (節酒プログラム)	プログラムを実施することで、健康をテーマに、飲酒者に多量飲酒による健康被害の正しい知識を伝え、自ら行動変容を起こすよう支援します。	保健予防課

② 勤労問題への支援

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
ブラックバイト・ブラック企業対策	長時間労働、賃金不払い残業、ハラスメントなどの労働問題に関する相談窓口を設置します。窓口で相談者から聴き取りを行い、相談内容に応じて、労働基準監督署等の窓口や法律相談等を案内します。	商工振興課
若年者就労支援事業 (かしわ地域若者サポートステーション)	国の「地域若者サポートステーション」と連携し、臨床心理相談各種プログラム、また中間的就労支援として軽作業や体験就労を実施し、個々の状況に合わせた継続した支援を行います。	商工振興課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	介護の資格取得を目的とした講座を開講します。また、弁護士による養育費等の無料法律相談会を実施します。	こども福祉課
総合労働相談コーナー	労働条件や募集採用、職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面接や電話で行っています。	柏労働基準監督署
「さなぎの会」家族支援会	引きこもりの家族を支援する会。家族同士の経験談や情報交換、心理療法のセミナーを通じて親子関係を改善し、かしわ地域サポートステーションへ繋いでいきます。	認定NPO法人 キャリアデザイン 研究所

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
ひとり親等就業支援事業 (ファミリー・サポート・センター援助活動利用助成)	ファミリー・サポート・センター利用会員のうち、申請のあったものについて所得等により審査し助成資格者を認定します。助成資格者については、提出のあった支給申請書をもとに利用状況等を確認したうえで、協力会員報酬等及び援助時に発生した公共交通機関の利用料等の半額を助成します。	こども福祉課

③ 生活困窮者への支援

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
【再掲】 自立相談支援及び 就労準備、 家計相談改善事業	社会福祉法人に委託して実施します。 自立相談支援事業は、生活困窮及び生活困窮に陥りそうな世帯に対し、総合的、包括的に自立に向けた面接相談支援を行うことにより、その世帯の問題点を把握し、就労により自立が可能と判断される場合は、その世帯に応じた、就労準備支援、中間的就労などを実施しています。 また、生活保護以上の収入は得ていますが、収支のバランスが崩れていることにより生活困窮に陥っている場合は、家計改善支援を実施し、収支の改善並びに債務整理などの支援を実施します。各事業とも法定決定の可否を支援調整会議で決定します。	生活支援課
生活保護受給者の 自立支援体制の強化	就労支援相談員（非常勤職員）を配置し、稼働能力を十分に活用できていない生活保護受給者に対して、個々の能力、適性等に応じたきめ細やかな就労支援を実施します。	生活支援課
ホームレス自立支援 事業	市民からの通報や定期的な巡視事業等で、ホームレスの方に訪問面会した時やホームレスの方が来所相談した時に、本人の意向を確認した上で生活保護を適用するなど、生活的、社会的、経済的に自立した生活が送れるよう支援します。	生活支援課
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	ひとり親家庭の父母、児童、寡婦等に対して、無利子又は低利子で資金を貸付することで、経済的な自立の支援と児童の福祉向上を図ります。	こども福祉課
【再掲】 精神保健福祉相談事 業	嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）を実施します。また、HAPPYプログラム（個別・集団）、アルコール家族教室、酒害教室の開催・市民講座・出前講座等での普及啓発を実施します。 ボランティアや自助グループ支援事業を行います。	保健予防課
生活福祉資金貸付事 業	低所得世帯などを対象に、災害や一時的な生活困窮、療養、就学など、その目的に応じた資金の貸付を行うことで、世帯の経済的な自立と生活の安定を図ります。	柏市社会福祉 協議会

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
住居確保給付事業	離職者に対し9ヶ月間を限度に、家賃相当額（生活保護基準額を限度）を給付すること及び就労支援、ハローワーク等への同行などを実施することにより、再就職による経済的に自立した生活の獲得を支援します。	生活支援課
【再掲】 就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給します。また、当該制度の周知を図ります。	学校教育課

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
妊娠届出時の保健師等による面談率	73%	100%
若年者就労支援事業において就職が決定した人数	81人	100人
自立相談支援及び就労準備、家計相談支援事業における初回プラン作成件数	191人	230人

（３）高齢期への支援

〔 現状と課題 〕

本市の性別・年代別の上位自殺者数は、男性 60 歳以上の無職者が最も多くなっています。

高齢化の進行に伴い、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけとした孤立や介護、生活困窮など、様々な問題の増加に伴い、自殺のリスクが高まる恐れが懸念されることから、高齢者の自殺を防ぐため、高齢者本人を対象にした支援はもとより、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含め、生きることの包括的な支援を強化することが必要です。

〔 方向性 〕

高齢者の自殺を予防するため、高齢者を地域や家庭のなかで孤立させないための見守りを行うとともに、いきいきとしたところを持続するために高齢者の社会参加を図る地域での生きがいを推進します。

また、うつ症状の悪化による高齢者の自殺を未然に防ぐために、高齢者やその支援者が高齢者に関する精神疾患等の偏見を取り除き、認知症やうつ等の自殺予防への理解を深めるため、研修など支援の充実を図っていきます。

① 高齢者への相談支援や見守り体制の充実

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
【再掲】 高齢者の総合相談 事業	地域における身近な相談窓口として、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、保健師（経験のある看護師）、社会福祉士等の専門職が、高齢者の様々な相談を受け、保健・医療・介護の関係者と連携して支援します。	地域包括支援課
高齢者声かけ訪問 事業	民生委員が担当地区の高齢者宅を訪問することにより、福祉サービスや介護サービスが必要な状態にもかかわらず閉じこもりや家庭事情などを含め、自らの力で利用申請ができない高齢者を把握し適正なサービス利用につなげます。	地域包括支援課
【再掲】 精神保健福祉相談事 業	嘱託医による相談や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（電話、面談、訪問）を実施します。また、HAPPYプログラム（個別・集団）、アルコール家族教室、酒害教室の開催・市民講座・出前講座等での普及啓発を実施します。 ボランティアや自助グループ支援事業を行います。	保健予防課
【再掲】 アルコール家族教室	アルコール問題を抱える家族を対象に実施し、依存症の理解や家族の健康度を高め、家族システムの病理の改善と本人の回復を図ります。	保健予防課
かしわお元気コール	在宅福祉サービスを利用していない、孤立しがちな高齢者などを対象に、電話声かけボランティアによる安否確認を行います	柏市社会福祉 協議会

[関連事業]

事業名	内容	担当部署
認知症の人と家族 への支援	認知症地域支援推進員による認知症の人やその家族に対して、状態に応じたサービスが提供されるよう医療機関や介護事業者、認知症サポーター、地域の認知症の人や家族を支援する関係者と連携します。地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を整備する取り組みを行います。認知症介護者交流会や認知症カフェを開催します。認知症地域支援推進員と連携して実施する認知症カフェ実施団体への活動助成を実施します。	地域包括支援課
権利擁護啓発活動 事業	高齢者の権利擁護に関して、専門職及び市民に対しリーフレットの作成、研修会、啓発活動等を行います。	地域包括支援課
高齢者緊急一時保護 事業	老人福祉施設連絡協議会と連携し、緊急時において高齢者を老人ホーム等に円滑に保護できるよう月ごとに当番施設を決め高齢者を受け入れます。	地域包括支援課

事業名	内容	担当部署
【再掲】 K-HAPPY プログラム (節酒プログラム)	プログラムを実施することで、健康をテーマに、飲酒者に多量飲酒による健康被害の正しい知識を伝え、自ら行動変容を起こすよう支援します。	保健予防課

② 高齢者の健康づくりや生きがいくくり

[主要事業]

事業名	内容	担当部署
高齢者雇用対策の 充実事業（シルバー 人材センター補助 事業）	シルバー人材センターの運営を支援するため補助金を交付するほか、就労情報をシルバー人材センターのジョブコーディネーターに提供し、会員の就労機会を増やしていきます。	商工振興課
高齢者の就労・社会 参加促進事業	高齢者がいつまで生きがいを持って元気に活躍ができるよう、高齢者を対象とした就労・ボランティア・趣味・学習・健康づくり活動等の情報を、柏市生涯現役促進協議会に参画・連携し、相談窓口での希望に応じたコーディネートの実施や生涯現役促進セミナーの開催、ウェブ上での情報提供等を通じ、高齢者の社会参加を促進します。	福祉政策課
フレイル予防の推進	フレイルチェックを通じて、気付きや意識変容を促し、地域のサロン・居場所への誘い等、積極的な社会参加を促進していきます。 また、より早期からの「三位一体（栄養・運動・社会参加）」への包括的アプローチにより、いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちへの取り組みを進めていきます。	福祉政策課
【再掲】 老人クラブ支援事業	老人クラブ連合会及び単位老人クラブが実施する、各種社会奉仕活動、シルバー運動会、芸能大会、グランドゴルフ等の事業等に対して、補助金を交付します。	高齢者支援課

◎評価指標

評価項目	平成 29 年度実績値	平成 34 年度目標値 (2022 年度)
声かけ訪問により地域包括支援センターにつなげた件数	1 4 8 件	4 0 0 件
シルバー人材センターにおける会員就業率	8 6 . 2 %	9 5 %



推進体制

1 計画の推進体制

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。

市内の関係機関及び民間団体等で構成する「柏市自殺予防対策連絡会議」において、自殺の状況や自殺対策について情報を共有するとともに、引き続き連携を強化することで、自殺対策を総合的・効果的に推進していきます。

また、庁内での自殺対策の推進体制を確立するため、「柏市自殺予防対策庁内連携会議」を開催し、庁内関係部局が横断的に計画の進行管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取り組みを着実に実施します。

（１）柏市自殺予防対策連絡会議

柏市の自殺予防に関する施策を検討し、さらに円滑に推進するための組織として平成２０年に設置されました。公的機関である警察署や労働基準監督署を始め、医療、福祉、教育、交通分野の各関係機関及び相談機関、ＮＰＯ団体等で構成されており、積極的な情報交換を行っています。

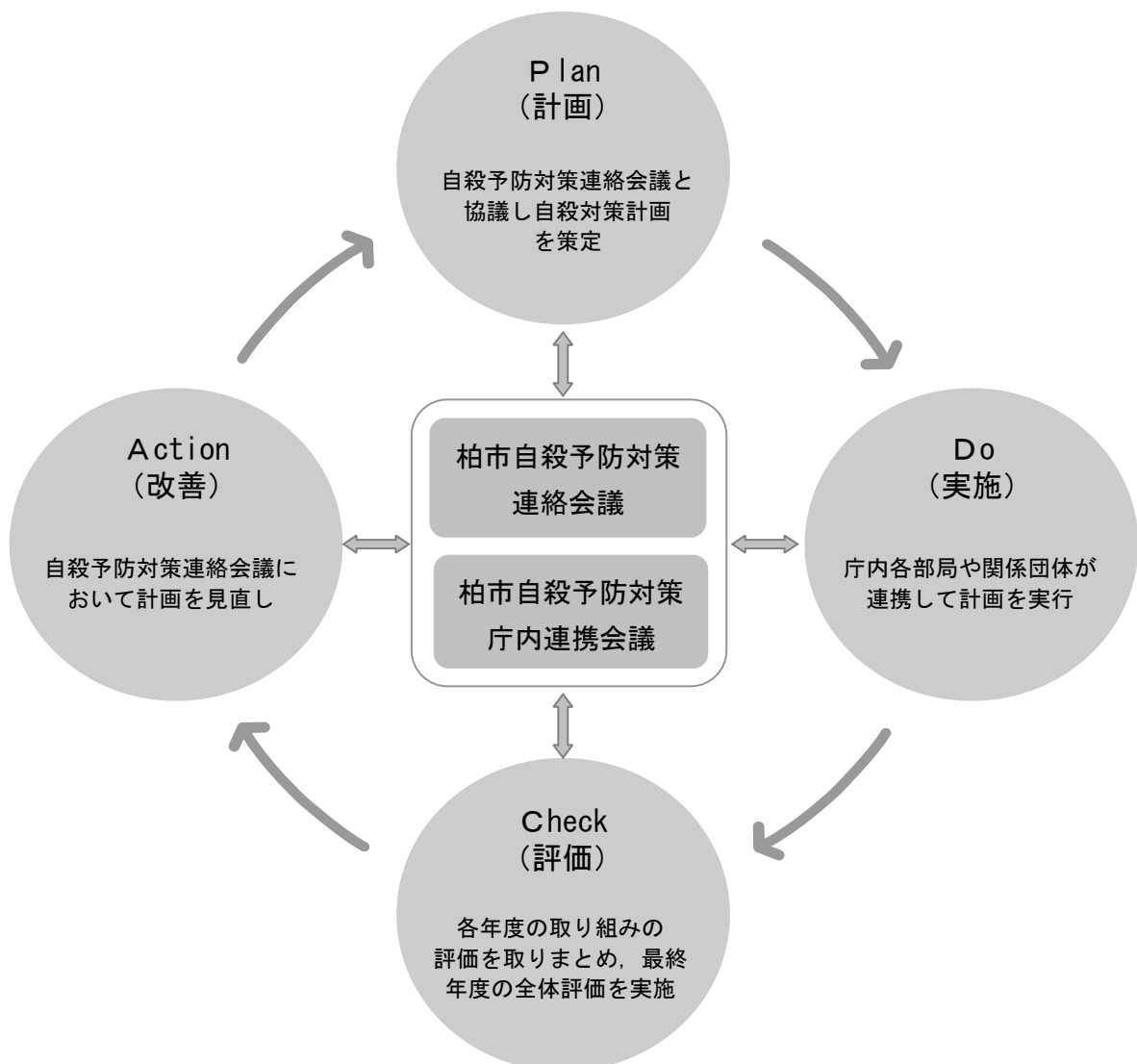
（２）柏市自殺予防対策庁内連携会議

柏市自殺予防対策連絡会議の下に位置づけられており、庁内で自殺対策事業を実施している関係部局で構成されています。各所属において自殺対策への意識を高め、市全体で自殺を防ぐ取り組みを推進するため、定期的に会議を開催して情報共有を行っています。また、計画に基づく事業の進行管理を行います。

2 進行管理

計画期間中は、それぞれの自殺対策事業や取り組みについて、PDCAサイクルによる進行管理を行います。自殺対策事業を実施している庁内関係部局において、定期的に施策の進行状況を点検・評価し、柏市自殺予防対策庁内連携会議において管理するとともに、柏市自殺予防対策連絡会議において報告・協議を行い、適宜改善を図っていきます。

進行管理のイメージ図





第6章

参考資料

1 計画の策定経過

日 程	内容等
平成 29 年 11 月 30 日	平成 29 年度第 1 回 柏市自殺予防対策庁内連携会議 【主な検討内容】 (1)自殺対策基本法の改正と市町村自殺予防計画の策定について (2)柏市における自殺対策の現状及び新たな施策の検討について
平成 30 年 5 月 25 日	平成 30 年度第 1 回 柏市自殺予防対策庁内連携会議 【主な検討内容】 (1)（仮称）柏市自殺対策計画の策定について (2)柏市における自殺の実態について (3)今後のスケジュール及び事業の棚卸しについて
平成 30 年 8 月 2 日	平成 30 年度第 1 回 柏市自殺予防対策連絡会議 【主な検討内容】 (1)柏市の自殺実態について (2)（仮称）柏市自殺対策計画の概要（案）について
平成 30 年 11 月 8 日	平成 30 年度第 2 回 柏市自殺予防対策連絡会議 【主な検討内容】 (1)柏市自殺対策計画素案について
平成 30 年 11 月 27 日	平成 30 年度第 2 回 柏市自殺予防対策庁内連携会議 【主な検討内容】 (1)柏市自殺対策計画（案）について
平成 30 年 12 月 10 日～ 平成 31 年 1 月 10 日	パブリックコメントの実施
平成 31 年 2 月 7 日	平成 30 年度第 3 回 柏市自殺予防対策連絡会議 【主な検討内容】 (1)柏市自殺対策計画（案）について

2 柏市自殺予防対策連絡会議設置要領

柏市自殺予防対策連絡会議設置要領

制定 平成20年 9月 9日

施行 平成20年 9月 9日

1 目的

この要領は、自殺対策基本法に基づき、柏市の自殺予防に関する施策を検討し、さらに円滑に推進するために設置する柏市自殺予防対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議事項

連絡会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 自殺予防に関する事業の実施に関すること
- (2) 関係団体等の間の情報交換に関すること
- (3) 自殺対策計画に関すること
- (4) その他自殺予防対策の連携に関し必要な事項

3 組織構成

- (1) 連絡会議の委員（以下「委員」という。）は、別表1の機関の者及び別表2の柏市職員をもって構成する。
- (2) 次項に規定する議長は、別表1に規定する機関以外の機関から連絡会議への加入の申し出があったときは、特段の事情がない限り、承認するものとする。

4 議長及び副議長

連絡会議の議長は、保健福祉部長とする。

副議長は、保健所長とする。

5 委員の任期

- (1) 委員の任期は、別表2の柏市職員を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、年度の途中から就任した委員及び委員が欠けた場合の補欠委員の任期については、前号に掲げる委員の任期の末日までとする。

6 会議の開催

連絡会議の会議は、議長が招集する。

7 事業推進組織の設置

連絡会議の下に、柏市自殺予防対策庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）を設置する。

8 庁内連携会議の協議事項

庁内連携会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 自殺予防対策事業の推進体制及び連携に関すること
- (2) 自殺対策計画に関すること

(3) その他自殺予防対策事業の実施に関し必要な事項

9 庁内連携会議の組織構成

庁内連携会議の構成員は、検討が必要な自殺予防対策事業に係る部署とし、都度招集されるものとする。

10 事務局

連絡会議の事務を処理させるため、事務局を柏市保健福祉部社会福祉課及び柏市保健所保健予防課に置く。

11 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月 1日から施行する。

この要領は、平成21年10月27日から施行する。

この要領は、平成23年 5月13日から施行する。

この要領は、平成24年 8月30日から施行する。

この要領は、平成25年 7月 8日から施行する。

この要領は、平成25年 8月 8日から施行する。

この要領は、平成26年 8月28日から施行する。

この要領は、平成28年 1月14日から施行する。

この要領は、平成28年 5月24日から施行する。

この要領は、平成29年 9月20日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 6月 1日から施行する。

別表 1

一般社団法人柏市医師会
医療法人社団健仁会手賀沼病院
千葉県柏警察署生活安全課
柏労働基準監督署
柏商工会議所
柏市民健康づくり推進員連絡協議会
柏市民生委員・児童委員協議会
社会福祉法人千葉いのちの電話
NPO法人千葉県東葛地区・生と死を考える会
千葉大学大学院医学研究院
一般社団法人日本産業カウンセラー協会東関東支部
柏市地域生活支援センターあいネット
社会福祉法人柏市社会福祉協議会
NPO法人キャリアデザイン研究所 (かしわ地域若者サポートステーション)
J R 東日本柏駅

別表 2

保健福祉部長
保健所長
こども部長
経済産業部長
教育委員会学校教育部長

3 柏市自殺予防対策連絡会議委員名簿

(敬称略)

	所属	職名	氏名
1	NPO 法人千葉県東葛地区 生と死を考える会	副理事長	竹内 啓二
2	一般社団法人柏市医師会	副会長	長瀬 慈村
3	千葉大学大学院医学研究院	教授	清水 栄司
4	医療法人社団健仁会手賀沼病院	理事長	小池 健
5	柏商工会議所	専務理事	伏野 龍弥
6	柏市民生委員児童委員協議会	民生委員	小林 祐子
7	柏市民健康づくり推進員連絡協議会	副会長	橘 房子
8	柏市地域生活支援センターあいネット	所長	白田 東吾
9	社会福祉法人千葉いのちの電話	評議員	加藤 福子
10	一般社団法人日本産業カウンセラー協会東関東支部	支部長	中村 恒美
11	千葉県柏警察署生活安全課	係長	長島 良樹 (～H30.10.30)
			金子 雄介 (H30.10.31～)
12	柏労働基準監督署安全衛生課	課長	高橋 幸喜
13	柏市社会福祉協議会	事務局長	秋山 享克
14	NPO法人キャリアデザイン研究所 (かしわ地域若者サポートステーション)	理事・ 事務局長	山口 勝三
15	JR東日本柏駅	副駅長	高島 剛
16	柏市保健福祉部	部長	宮島 浩二
17	柏市保健所	所長	山崎 彰美
18	柏市こども部	部長	高木 絹代
19	柏市経済産業部	部長	染谷 誠一
20	柏市教育委員会学校教育部	部長	内田 守

任期：平成30年6月1日～平成32年5月31日

4 自殺対策基本法

○自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条―第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条―第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生への危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深め

るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援

の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう

努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、

財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等 (設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二七年九月一日法律第六六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 [略]

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成二八年三月三〇日法律第一一号]

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

5 自殺総合対策大綱の概要

[新たな自殺総合対策大綱（平成29年7月閣議決定）の概要]

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- 自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記

※補助的な評価指標の盛り込み例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（**SOSの出し方に関する教育の推進**）
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（**革新的自殺研究推進プログラム**）
- ・先進的な取組に関する情報の収集・整理・提供
- ・子ども・若者の自殺調査・死因究明制度との連動
- ・オンサイト施設等の運動により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する**大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進**
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・ひきこもり児童生徒、性被害者、性被害被害者、性的マイノリティに対する支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

6 用語の説明

【あ行】

アルコール依存症

薬物依存症の一種で、飲酒などアルコールの摂取によって得られる精神的、肉体的な薬理作用に強く囚われ、自らの意思で飲酒行動をコントロールできなくなり、強迫的に飲酒行為を繰り返す精神疾患のこと。

【か行】

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。自殺を考えている人は、悩みながらもサインを出しており、このサインの「気づき」が自殺防止の第一歩であることから、職業上、役割上、多くの人と継続して接する機会がある方々には、自殺防止の「ゲートキーパー」（命の門番）になってもらうことが望まれている。

【さ行】

自殺企図

首つり、リストカット、大量服薬など様々な手段により、自殺行動を起こすこと。

自殺死亡率

自殺者数を人口で除し、これを 10 万人当たりの数値に換算したもの。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成 19 年 6 月に初めての大綱が策定された後、平成 20 年 10 月に一部改正、平成 24 年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね 5 年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成 29 年 7 月、新たな大綱が閣議決定された。

自殺対策基本法

我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するため、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等、自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

自殺未遂

自殺とは自ら自分の生命を絶つ行為だが、死に至らなかった場合、自殺未遂といわれる。自殺未遂者は自殺者の 10 倍以上存在すると考えられている。

自殺予防週間

「自殺総合対策大綱」において、「9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進」するとしたもの。

自殺対策強化月間

国の自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定（2010年2月）し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、関係団体等が連携し自殺対策に関する普及啓発及び当事者が支援を求めやすい環境づくりを展開することとしたもの。

【は行】

フレイル

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。多くの人が健康な状態からこのフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられている。

【英字】

D V

Domestic violence（ドメスティックバイオレンス）の略称で、親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力。

L G B T

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつで、代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉。L→レズビアン（女性同性愛者）G→ゲイ（男性同性愛者）B→バイセクシュアル（両性愛者）T→トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）を表す。

P D C Aサイクル

業務管理手法や行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action/Act（行動）の4つで構成されていることから、PDCAという名称になっている。PDCAサイクルの考え方は、公共分野において事業を円滑に推進するために広く取り入れられている。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。日記やメッセージなどを通じて、友人や知人・共通の趣味を持つ人達とインターネット上でつながること。

7 相談窓口一覧（平成31年3月現在）

○どこに相談したらよいのかわからない

相談窓口	電話番号	開設時間等
柏市地域生活支援センター あいネット	04-7165-8707	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

○誰かに「死にたい」気持ちを聞いてもらいたい

相談窓口	電話番号	開設時間等
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間 年中無休 ※対面相談 申込み 043-222-4416 月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

○男性のための相談窓口

相談窓口	電話番号	開設時間等
男性のための総合相談 （千葉県）	043-285-0231	火・水（祝日・年末年始を除く） 16：00～20：00

○女性のための相談窓口

相談窓口	電話番号	開設時間等
女性のこころと生き方相談	04-7167-1127	木（毎週）・月（第2・4のみ）・ 火（第1・3のみ）（祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00 ※第2木曜のみ 14：00～20：00
女性のための総合相談 （千葉県）	04-7140-8605	火～日（月曜が祝日の場合は翌日も・ 祝日・年末年始・臨時休館日を除く） 9：30～16：00

○こころの健康に関する相談

相談窓口	電話番号	開設時間等
こころの健康相談（予約制）	04-7167-1254	予約は保健予防課へ電話で。 月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

○働く人の悩みに関する相談

相談窓口	電話番号	開設時間等
日本産業カウンセラー協会 東関東支部	04-7168-7830	月・金（祝日・年末年始を除く） 13：00～17：00 ※対面相談（予約制） 申込み 04-7168-7163 月～金（祝日・年末年始を除く） 10：00～17：00
柏労働基準監督署	04-7163-0245	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

○消費生活・多重債務に関する相談

相談窓口	電話番号	開設時間等
消費生活センター	04-7164-4100	毎週月～金 9：00～16：30 毎月第3土 9：00～16：30 （祝日・年末年始を除く）

○法律に関する相談

相談窓口	電話番号	開設時間等
法律相談・夜間法律相談 （予約制）	04-7167-1119	毎週月・水・木 9：30～15：30 ／本庁舎 ※第1水 9：30～15：30 ／沼南庁舎 第2水 18：15～20：40 ／アミューゼ柏

○子育ての悩みごとの相談

相談窓口	電話番号	開設時間等
にこにこダイヤルかしわ	04-7162-2525	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～12：00, 13：00～17：00
幼児教育・学校教育相談	04-7131-6615	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00
少年相談	04-7164-7571	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00
やまびこ電話柏	04-7166-8181	月～金（祝日・年末年始を除く） 13：00～19：00
家庭児童相談	04-7167-1458	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00
母子・父子自立支援相談	04-7167-1455	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00

○障害に関する相談

相談窓口	電話番号	開設時間等
地域生活支援拠点あおば 地域生活相談センターシャル	04-7126-0127	月～金 8:30～17:15 緊急時は24時間
地域生活支援拠点たんぽぽ たんぽぽセンター	04-7160-1239	月～金 8:30～17:15 緊急時は24時間
地域生活支援拠点しょうなん サポートセンター沼南	04-7191-3391	月～金 8:30～17:15 緊急時は24時間
権利擁護あさひ	04-7140-1890	月～金 8:30～17:15
特定相談支援ティータ	04-7136-2324	月～金 8:30～17:15

○高齢者及び介護に関する相談

相談窓口	電話番号	開設時間等
柏北部地域包括支援センター	04-7140-8818	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
北柏地域包括支援センター	04-7130-7800	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
北柏第2地域包括支援センター	04-7179-5500	月～土（祝日・年末年始を除く） 10:00～18:00
柏西口地域包括支援センター	04-7142-8008	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
柏西口第2地域包括支援センター	04-7147-8001	月～土（祝日・年末年始を除く） 10:00～18:00
柏東口地域包括支援センター	04-7168-7070	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
柏東口第2地域包括支援センター	04-7192-6610	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
光ヶ丘地域包括支援センター	04-7160-0003	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
柏南部地域包括支援センター	04-7160-0002	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
柏南部第2地域包括支援センター	04-7170-9300	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
沼南地域包括支援センター	04-7190-1900	月～土（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

柏市自殺対策計画

発 行 平成 31 年(2019 年) 3 月

柏市 保健福祉部 社会福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目 10 番 1 号

TEL 04-7167-1131 (直通)

FAX 04-7164-3917